

令和 4 年 第 4 回 定例会

横 瀬 町 議 会 会 議 録

令和 4 年 6 月 14 日 開会

令和 4 年 6 月 15 日 閉会

横 瀬 町 議 会

令和4年第4回定例会 横瀬町議会会議録

目次

招集告示 1
応招・不応招議員 2

6月14日(火)

- 開 会 5
- 開 議 5
- 町長あいさつ 5
- 議事日程の報告 7
- 職員の紹介 7
- 会議録署名議員の指名 8
- 会期の決定 8
- 諸般の報告 9
- 一般質問 14
 - 7 番 内 藤 純 夫 議員 14
 - 2 番 黒 澤 克 久 議員 18
 - 8 番 大 野 伸 恵 議員 24
 - 4 番 宮 原 みさ子 議員 37
- 答弁の訂正 38
 - 1 番 向 井 芳 文 議員 46
- 報告第2号の上程、説明、質疑 58
 - ・報告第2号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況について
- 報告第3号の上程、説明、質疑 61
 - ・報告第3号 令和3年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書につ
いて
- 報告第4号の上程、説明、質疑 62
 - ・報告第4号 令和3年度横瀬町下水道特別会計繰越明許費繰越計算
書について
- 散 会 63



6月15日(水)

- 開 議 67
- 議事日程の報告 67

○議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
・議案第 3 4 号 横瀬町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
・議案第 3 5 号 横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
・議案第 3 6 号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
・議案第 3 7 号 令和 4 年度横瀬町一般会計補正予算（第 1 号）	
○議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 3
・議案第 3 8 号 秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び同組合同規約の変更について	
○議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
・議案第 3 9 号 第 6 次横瀬町総合振興計画基本構想の変更について	
○議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、採決	8 7
・議案第 4 0 号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、採決	8 7
・議案第 4 1 号 横瀬町公平委員会委員の選任について	
○閉会中の継続審査の申出	8 8
○閉 会	8 9

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第46号

令和4年第4回横瀬町議会定例会を、令和4年6月14日横瀬町役場に招集する。

令和4年6月7日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	向	井	芳	文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員		
4番	宮	原	み	さ	子	議員	6番	新	井	鼓	次	郎	議員
7番	内	藤	純	夫	議員	8番	大	野	伸	惠	議員		
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根	修	議員		
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員		

不応招議員（なし）

令和4年第4回横瀬町議会定例会 第1日

令和4年6月14日（火曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

7 番 内 藤 純 夫 議員

2 番 黒 澤 克 久 議員

8 番 大 野 伸 恵 議員

4 番 宮 原 みさ子 議員

1 番 向 井 芳 文 議員

1、報告第2号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況についての上程、説明、質疑

1、報告第3号 令和3年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書についての上程、説明、質疑

1、報告第4号 令和3年度横瀬町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書についての上程、説明、質疑

1、散 会

午前10時開会

出席議員（10名）

1番	向	井	芳	文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員	
4番	宮	原	み	さ	子	議員	6番	新	井	鼓	次郎	議員
7番	内	藤	純	夫	議員	8番	大	野	伸	惠	議員	
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町	長	井	上	雅	国	副	町	長					
設	樂	政	夫	教	育	長	小	泉	照	雄	総	務	課	長			
大	畑	忠	雄	ま	ち	経	営	新	井	幸	雄	税	務	会	計	兼	計
				課	長							課	長	兼	計	者	
平	沼	宏	一	町	民	課	長	平	沼	朋	子	福	祉	介	護	課	長
守	屋	則	子	健	子	育	康	町	田	勝	一	振	興	課	長		
				課	長												
加	藤		勉	建	設	課	長	町	田	一	生	教	育	次	長		
浅	見	和	彦	教	育	担	当	大	沢	賢	治	代	表				
				課	長							監	査	委	員		

本会議に出席した事務局職員

小	泉		智	事	務	局	長	渡	辺		岬	書	記
---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○若林想一郎議長 皆さん、おはようございます。

令和4年第4回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。
全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○若林想一郎議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○若林想一郎議長 本定例会の開会に当たり、町長からあいさつのための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆様、おはようございます。

今日は、横瀬町議会6月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

6月に入り関東地方は早くも梅雨入りとなり、天候の不安定な時期になりました。今後も蒸し暑い日や肌寒さを感じる日など、体調管理が難しい日が続くと思います。議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただき、ご活躍いただきますようご祈念申し上げます。

さて、国際秩序の根幹を揺るがせているロシアのウクライナに対する軍事侵攻は長期化し、間もなく4か月経過しようとしています。日々映像で伝えられるウクライナの惨状、ウクライナ国民の皆さんの苦難を考えると、非常に胸が締めつけられる思いです。改めて、戦争の悲惨さと平和の大切さを痛感します。カラフルタウンを目標として、多様性あふれるまちづくりを進める町として、国際社会との緊密な連携の下での早期の平和的な解決を強く望んでおります。

さて、まずはよい報告をさせていただきます。毎年、天皇皇后両陛下ご臨席の下開催される全国植樹祭の令和7年度の開催地として秩父地域が内定しました。秩父ミュージックパークを主会場に、秩父地域の豊かな自然と秩父地域の広域連携をPRする絶好の機会と考えております。今後、町として成功に向けて連携協力してまいります。

さて、新年度がスタートし2か月が過ぎました。この間の事業等の進捗状況を報告をさせていただきます。初めに、新型コロナウイルス感染症についてです。新型コロナウイルスが日本で感染が確認されてから3年目を迎えました。3月21日にまん延防止等重点措置が解除され、その後、緩やかな減少傾向が続い

ており、引き続き留意が必要な状況ではありますが、政府によるマスク着用の緩和基準が示されるなど、少しずつ通常の社会活動が戻りつつあります。まだまだ先行きは不透明ですが、引き続き基本的な感染症対策を行いながら、各種施策に取り組んでまいります。

当町での集団ワクチン接種の状況ですが、3回目のワクチン接種を2月19日より開始し、5月までは毎週土曜日、6月より隔週の土曜日、町民会館で実施をしています。5月31日まで延べ4,934人の方への接種が行われました。5月31日現在、12歳以上のワクチン接種率は、1回目88.2%、2回目87.5%、3回目61.4%の状況です。4回目の集団接種につきまして、60歳以上の方、18歳以上の基礎疾患のある方を対象に7月からの開始に向けて準備を進めております。引き続き、秩父郡市医師会の協力の下、秩父地域1市4町が連携し、ワクチン接種を確実に実施してまいります。

次に、地域おこし協力隊についてです。4月1日付で山田ルノさんが着任いたしました。山田さんは皆野町出身で、東北で新聞記者をしていましたが、以前から興味があった林業分野に引かれ、ご家族での移住を決め、隊員に応募をいただきました。現在、秩父広域森林組合で林業施業等の技術を習得し、経験を積みながら、将来の林業従事者への活動を目指しています。

さらに、現在、地域商社「ENg a WA」のチームメンバーとなっただけの地域おこし協力隊を募集をしています。まちおこし、地域おこしに思い入れがあり、積極的にチャレンジする方の応募を期待しています。

続いて、日本一歩きたくなるまちプロジェクトです。昨年度、ウォーキングコースアワードとして健康づくり・福祉編、観光編の各4コースを選定し、地球一周チャレンジマーチ、スプリングウォークなどのイベントを実施し、健康づくり、にぎわいづくり、人の輪づくりを図りました。2年目を迎えた今年度、企業のウォーキングイベントと企業版ふるさと納税を関連づけたユニークな取組、歩くふるさと納税、通称「ふふる」を横瀬町に取り入れるべく、アステナミナルヴァ社、アナザーワークスの2社と4月12日、連携協定を締結しました。このプロジェクトは、企業の社員が歩いた歩数に応じて、横瀬町に企業版ふるさと納税として寄附をしていただくというものです。今後、本プロジェクトを通じていただいた寄附をウォーキングコースの整備やイベントの企画など、より一層歩きたくなるまちを実現するための事業に活用し、プロジェクトを推進していきます。

また、この日本一歩きたくなるまちプロジェクトの一環として、5月29日、芦ヶ久保地区において、里山まるマルシェを開催しました。軽トラで日本を旅するユーチューバーにマルシェのPR、ご協力をいただいたこともあったり、過去最高の430名の方にご参加をいただきました。快晴の下、里山をウォーキングしながら、軒先並べられた旬の農産物や手作り品の買物、町の方々との会話を楽しんでいたものと思います。今後も感染症対策を講じ、事業内容をよく検討しながら、様々なイベントを実施してまいります。

次に、昨年度より、国の地方創生テレワーク交付金を活用して施設改修を進めていたJAちちぶ横瀬支店が町の新たなテレワークワーケーション施設、コミュニティ交流スペースとして生まれ変わり、5月20日、「Living Anywhere Commons 横瀬」、通称「LAC横瀬」がオープンしました。5月20日、21日の2日間オープニングイベントが開催され、20日には横瀬町やLAC横瀬の今後についてのトークイベントの開催、21日は「おひまち」マルシェとして、子供たちの太鼓の演奏、町の特産品

を使った食の提供、横瀬の作家の作品展示販売、ITよろず相談などのイベントを開催し、町内外の方々が交流を深めました。

今後、町の中心地づくりとして、LAC横瀬がArea898及び現在建設している隣接の民営施設、子ども第三の居場所「NAZELAB」、チャレンジキッチン「ENgawa」、町民会館、歴史民俗資料館等も併せて、幅広い年齢層の町の皆さんと来街者が出会い、新しい人の流れやアイデアや創造が生まれるエリアとなることを目指します。

次に、よこらぼです。2016年10月から始まったよこらぼは、本年4月審査分までで累計190件の提案をいただき、113件採択をいたしました。事業展開している中から幾つか紹介させていただきます。まず、採択ナンバー108、マイクロインフルエンサーによる観光資源の創出と発信やどふあんin横瀬町です。フェイスブックやツイッターなどSNSを使った情報発信により、人々に大きな影響を与えるマイクロインフルエンサーを通じて、横瀬町の新たな観光資源の発信を行い、横瀬町のファンになっていただき、観光誘客の掘り起こしを図るものです。マイクロインフルエンサーを通じて横瀬町を訪れる方の年齢層や頻度、滞在期間などの検証を行い、横瀬町の観光に新たな価値、創出を図ります。

次に、採択ナンバー110番の保育所と家庭をLINEでつなぐ「スマイルスクール」プロジェクトです。この事業は、ラインを活用して保育所と家庭をつなぐプロジェクトです。これまで保護者への緊急連絡、急な欠席や時間変更の連絡などを電話や紙のやり取りで行っていた保育所と家庭のやり取りを、多くの方々が使いなれているラインを使って行えるようにし、共働きのご家庭へのサポートとなることを期待するほか、保育所と家庭のよりスムーズなコミュニケーションを目指すものです。今後も引き続き、よこらぼが外部から人や物や金や情報を呼び込むための仕掛けとして、引き続きまちの活性化につながるよう努めてまいります。

以上、事業の一部を申し上げさせていただきましたが、引き続き各事業に全力で取り組んでまいりますので、皆様には事業実施が円滑に進みますよう、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました議案であります。報告3件、条例の一部改正3件、補正予算1件、規約変更1件、総合振興計画基本構想の変更1件、人事案件2件でございます。ご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。

○若林想一郎議長 町長のあいさつを終わります。

◇

◎議事日程の報告

○若林想一郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎職員の紹介

○若林想一郎議長 ここで、執行部の人事異動に伴い、各管理職の紹介をいたしたい旨の申出がございました。これを許可いたしたいと思っております。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○若林想一郎議長 再開いたします。

◇

◎会議録署名議員の指名

○若林想一郎議長 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則第114条の規定により、

2番 黒澤克久 議員

4番 宮原みさ子 議員

6番 新井鼓次郎 議員

以上、3名の方を会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎会期の決定

○若林想一郎議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会に付託してありますので、報告を求めます。

6番、新井鼓次郎委員長。

〔新井鼓次郎議会運営委員会委員長登壇〕

○新井鼓次郎議会運営委員会委員長 皆様、おはようございます。議長よりご指名いただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、6月7日火曜日、午後2時より横瀬町役場301会議室にて開催いたしました。当日の出席者は、委員6名全員と議長及び事務局長、書記でございます。会議録署名委員に関根修委員、宮原みさ子委員を指名し、直ちに会議に入りました。

事務局長より本定例会の議案等の提示を受け、日程及び会期等について審議をいたしました。議案件数及び一般質問の人数等を検討した結果、本定例会の会期は6月14日から6月15日までの2日間と決定いたしました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますようお願いをいたしまして、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○若林想一郎議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日14日から15日までの2日間とすることで異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は2日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○若林想一郎議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

初めに、令和4年第2回定例会以降に受理をいたしました陳情につきましては、お手元に陳情文書表及び陳情書の写しを配付してありますので、ご了承願います。

次に、令和3年度横瀬町教育委員会自己点検・自己評価の報告書が提出されております。この件につきましては、その写しを配付してありますので、ご了承願います。

次に、令和4年第2回定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承願います。

次に、令和4年3月から5月実施分の例月出納検査結果報告書が提出されております。監査委員の報告を求めます。

大沢代表監査委員。

〔大沢賢治代表監査委員登壇〕

○大沢賢治代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の大沢でございます。ただいま議長よりご指名をいただきましたので、前回報告以降の例月出納検査の結果についてご説明申し上げます。

お手元に結果報告書の写しが配付されておりますので、御覧いただければと思います。

内容につきましては、令和4年3月22日、4月19日及び5月19日に実施いたしまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告したものでございます。検査の対象といたしましては、令和3年度並びに令和4年度一般会計及び5つの特別会計の歳入歳出現金出納状況でございます。検査の概要でございますが、これまでと同様に、あらかじめ会計管理者から現金の出納状況を知るに必要な調書を提出いただくとともに、別に関係帳簿及び証拠書類の提出を求め、関係職員の説明を求めたところでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は検査資料と符合、正確に処理されており、計数上の誤りは認められませんでした。また、軽易な指摘事項については、検査の過程において触れておきましたので、省略いたします。その他特に指摘事項はございませんでした。

なお、令和4年4月28日現在の一般会計等に関わる現金預金残高は、令和3年度分、令和4年度合わせて2億5,649万8,711円であることを確認いたしました。

以上でございます。

○若林想一郎議長 大沢代表監査委員の報告を終わります。

次に、常任委員会等の報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員会の報告を求めます。

1 番、向井芳文委員長。

〔向井芳文総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○向井芳文総務文教厚生常任委員会委員長 皆様、おはようございます。ただいま議長より総務文教厚生常任委員会の報告を求められましたので、報告をさせていただきます。

本委員会で審議された審査事件について、調査結果を会議規則第74条の規定により、以下のとおり報告いたします。

開催日時でございますが、令和4年6月1日午前10時より、開催場所は、横瀬町役場議場において、出席者は、委員6名、執行部11名、事務局2名でございます。会議録署名委員といたしまして、宮原みさ子委員、若林清平委員をご指名申し上げました。

審査事件等でございますが、(1)、所管事務調査、第3次横瀬町地域福祉計画、第2次横瀬町地域福祉活動計画について、(2)、教育委員会自己点検・自己評価、(3)、その他でございます。

審査経過、まとめでございますが、(1)、所管事務調査、第3次横瀬町地域福祉計画、第2次横瀬町地域福祉活動計画について、平沼福祉介護課長より、第3次横瀬町地域福祉計画、第2次横瀬町地域福祉活動計画について資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。なお、質疑応答の内容は、高齢者の見守りに関すること、ヤングケアラーに関すること、個人情報保護に関すること等でした。

まとめでございますが、当委員会といたしましては、第3次横瀬町地域福祉計画、第2次横瀬町地域福祉活動計画について説明を受け、質疑応答を行ったということで、まとめといたしました。

裏面になります。(2)、教育委員会報告でございます。設楽教育長より、教育委員会自己点検・自己評価について説明を受け、質疑応答を行いました。なお、質疑応答はございませんでした。

まとめでございますが、当委員会といたしましては、教育委員会自己点検・自己評価について説明を受けたということで、まとめといたしました。

次に、(3)、その他でございます。執行部から6月定例会提出案件の概要について報告、説明を受け、当委員会としては、これら報告、説明を聞き置くことといたしました。

以上でございます。

○若林想一郎議長 次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

2 番、黒澤克久委員長。

〔黒澤克久産業建設常任委員会委員長登壇〕

○黒澤克久産業建設常任委員会委員長 ただいま議長よりご指名いただきましたので、産業建設常任委員会の報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおりに報告いたします。

開催日時は、令和4年6月1日午後2時より、横瀬町役場議場において、出席者、委員5名、執行部4名、事務局2名で、会議録署名委員を内藤純夫委員、若林想一郎委員を指名し、町長よりあいさつをいただき、審査事件等に入りました。

所管事務調査として、1、武甲山観光トイレ及び利用状況について、2、芝桜開花期における横瀬町乗

降客数と観光入り込み客の現状について。2、その他です。

審査経過のまとめとして、所管事務調査、武甲山観光トイレ及び利用状況について、芝桜開花期における横瀬駅乗降客数と観光入り込み客の現状について、資料に基づき振興課長より説明を受け、質疑応答を行いました。質疑応答の内容は、武甲山観光トイレ及び利用状況についての項目で、トイレの協力金の支払いを電子決済化できないか、スマートフォンの通信電波が届かないので改善要請できないのか、トイレ掃除は毎週火曜日に行っているとの看板を設置してはどうか。以上の質疑がありました。

まとめとして、当委員会として説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめいたしました。

2、その他、執行部として6月定例会提出案件の概要について報告説明を受け、当委員会としてこれらの報告、説明を聞き置くことといたしました。

なお、委員会終了後、川東第1マンホールポンプ場の視察を行いました。

以上を報告いたします。

○若林想一郎議長 次に、広報常任委員会の報告を求めます。

8番、大野伸恵委員長。

〔大野伸恵広報常任委員会委員長登壇〕

○大野伸恵広報常任委員会委員長 議長のご指名を受けましたので、広報常任委員会の報告をいたします。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和4年4月7日午後1時、横瀬町役場議員控室。出席者、委員5名、議長、事務局1名。リモートで会議録センター1名参加。会議録署名委員に、向井芳文委員、新井鼓次郎委員をお願いいたしました。

審査事件等として、1、議会だより第134号の編集について、2、その他です。

審査経過、まとめといたしまして、1、議会だより第134号の編集について、広報紙の構成等の協議、検討を行いました。

最終確認については、正副一任という形で決定いたしました。既に134号は5月1日に発行されています。

次に、開催日時、令和4年6月7日午後3時、横瀬町役場議員控室にて行いました。出席者は、委員6名、議長、事務局1名。リモートで会議録センター1名参加で行いました。会議録署名委員は、黒澤克久委員、内藤純夫委員をお願いいたしました。

審査事件等といたしまして、1、議会だより第135号の編集について、2、その他でございます。

審査経過、まとめといたしまして、1、議会だより第135号の編集について行いました。今号は特集として、LAC横瀬を取り上げ、QRコード等により動画が見られるよう話し合いをいたしました。また、レイアウト等の協議、検討を行いました。

以上、報告いたします。

○若林想一郎議長 次に、横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の報告を求めます。

6番、新井鼓次郎委員長。

〔新井鼓次郎横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員長登壇〕

○**新井鼓次郎横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員長** 議長よりご指名いただきましたので、横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の報告をさせていただきます。

横瀬小学校校舎整備事業特別委員会は、3月28日月曜日、午前10時より、横瀬町役場301会議室において行われました。出席者は、委員8名と執行部4名、事務局2名でございます。会議録署名委員に関根修委員、大野伸恵委員を指名し、直ちに審議に入りました。

審査事件は、第1校舎の整備状況についてと、その他であります。

教育次長より第1校舎改修の工事概要及び児童机と納入備品について、資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。質疑は、入札方法について、納入備品の特徴と単価について、断熱改修工事についてでありました。

まとめとして、当委員会としては説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめいたしました。

なお、会議終了後、第1校舎及び新校舎の視察を行い、改修工事の確認をいたしました。

以上で横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の報告を終わります。

○**若林想一郎議長** 常任委員会等の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を求めます。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○**2番 黒澤克久議員** 議長よりご指名いただきましたので、秩父広域市町村圏組合議会報告をさせていただきます。

まず最初に、全員協議会を令和4年5月24日火曜日、秩父クリーンセンター3階大会議室により、午前9時58分から始めました。出席者は議員15名、関係職員、議事内容ですが、(1)、諸報告として、組合議員補欠選挙の結果について、(2)、議会臨時会の管理者提出議案の概要について、(3)、その他。(2)、議会運営について、(1)、議席について、(2)、議会人事について、(3)、行政視察について。(4)、その他について協議を行いました。この協議の内容ですが、座席の指定と皆野町の議員さんがこの段階ではまだ選出されていませんでしたので、11番の席がまだ人間が決まっておりました。そして、議長の選出については、指名推選を行うということで協議を終了いたしました。

続きまして、5月臨時会、令和4年臨時会です。開催日時、令和4年5月31日火曜日、開会は午前10時からです。開催場所、秩父市役所本庁舎4階議場にて、出席議員16名、管理者、副管理者、理事、関係職員。

議事日程、第1、議席の指定ですが、1番から8番まで秩父市選出の議員さんが指名されました。そして、11番に皆野町選出の新井達男議員が選出されております。

第2、議長の選挙、指名推選により秩父市選出の木村隆彦議員を議長として選出いたしました。

会議録署名議員の指名、秩父市、本橋議員、赤岩議員、小櫃議員を指名されました。

会期の日程は、1日と決定しております。

裏面に移ります。諸報告として、令和3年度秩父広域市町村圏組合一般会計繰越明許費繰越計算書について報告がありました。

第6、常任委員会委員の選出、総務委員会に小松議員、高野議員、清野議員、本橋議員、新井達男議員

が選出されております。厚生衛生常任委員会には、笠原議員、赤岩議員、木村議員、小櫃議員が選出されております。

第7、特別委員会委員の選任として、高野議員、清野議員、本橋議員、赤岩議員、四方田議員。

なお、休憩中に、それぞれ総務常任委員会副委員長、厚生衛生常任委員会委員長及び議会改革調査研究特別委員会副委員長を互選しております。互選の結果、総務常任委員会の副委員長に本橋貢議員、厚生衛生常任委員会委員長に笠原宏平議員、議会改革調査研究特別委員会副委員長に本橋貢議員が選出されております。

第8、管理者提出議案の報告。

第9、議案第6号 専決処分について（秩父広域市町村圏組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例）、総員起立で承認。

第10、議案第7号 専決処分について（秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例）、総員起立にて承認。

第11、議案第8号 専決処分について（秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）、総員起立で承認しております。

第12、議案第9号 専決処分について（令和3年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回））、総員起立で承認しております。

第13、議案第10号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について、総員起立で同意しております。

以上を報告いたします。

なお、広域議会の資料は控室に置いてありますので、御覧ください。内部詳細については控室等で質問してください。

○若林想一郎議長 秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を終わります。

各報告に対して、質疑がございましたらお受けいたします。質疑ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 総務文教厚生常任委員会の報告の中で、教育委員会報告に質疑応答がございませんでしたとの回答なのですが、ここで直接教育委員会報告に質問してもよろしいでしょうか。いいですか。

○若林想一郎議長 はい。

委員長に対してですか。

休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時37分

○若林想一郎議長 再開いたします。

ほかにありますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○若林想一郎議長 なければ質疑を終結いたします。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。



◎一般質問

○若林想一郎議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は5名でございます。

質問者・答弁者ともに簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

7番、内藤純夫議員。

〔7番 内藤純夫議員登壇〕

○7番 内藤純夫議員 皆さん、おはようございます。7番、内藤でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問1の、災害対策における財政調整基金の考え方についてお伺いいたします。3月議会でも少し聞いたのですが、もう少し詳しく聞きたいと思っております。

最初に、この5年間の財政調整基金の確定額を教えてください。3月議会において、向井議員の財政調整基金の考え方についての質問に対し、町長は、「経常的に今までの10億円水準は要らないと思っています。もう少し低い水準で十分だろうというふうに思っています。一方で、今後を考えると、大きく幾つか備えたいという部分があって、例えばレベルですが、大型開発事業でもやるとなると多額の資金が必要になることは想定され得るので、そこまで考えてどうするかということを考えていきたいというふうに思っています」と答弁されていますが、私が議員になったときに、東日本大震災がありまして、現地を見て自治体の対応などを聞きまして、1人10万円の災害備蓄金イコール財政調整基金を確保しましょうと、当時の町長と話し合いました。が、今は水道事業がなくなりましたので、もう少し少ない金額でもよいと思いますが、向井議員への答弁を聞きますと、富田町長の考えの中に、財政調整基金は災害に備えた備蓄金という考えがないように聞こえますが、町長は、財政調整基金は災害備蓄金が含まれているという考えはあるのか。また、被災された方への生活支援金、町道、生活道路等早急の復旧工事代、合わせてどれくらいの災害備蓄金が必要と考えるか伺います。

質問2の、パートナーシップ宣誓制度についてお伺いいたします。まず最初に、個人の権利、また多様性は尊重されなければならないと思っております。埼玉県でパートナーシップ宣誓制度を行っている町村は、3月末に5町だったのが、4月からは横瀬町も含め12町になりました。横瀬町では、3月議会でも町長より、4月からパートナーシップ宣誓制度をスタートしますとの発表がありました。個人の権利に関する町の制度を始めるのに、議会で1回の議論もなく、ただ町長の思い一つで制度を決定し始めていいのか疑問に思い、質問いたします。

この制度のスタートは、準備不足と考え、3月議会での新年度予算案には反対したかったのですが、こ

の制度に関する予算項目がありませんでしたので、予算案には賛成いたしました。パートナーシップ宣誓制度は法的効力がなく、予算もかからないことから、この制度を始めても何の問題もないと思われるかもしれませんが、この制度こそ議会で慎重審議を重ねなければならない問題と思いますが、富田町長はどう考えているのか、お伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○若林想一郎議長 質問1、災害対策についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、質問事項1について答弁をさせていただきます。

最初に、過去5年間の財政調整基金残高でございますが、年度末残高といたしまして、平成29年度は約9億9,200万円、平成30年度は約10億5,500万円、令和元年度は約10億200万円、令和2年度は約10億7,300万円、令和3年度は約12億3,700万円という状況でございました。

ご存じのとおり、財政調整基金は、年度間の財源不足に備えるために設置している基金でございます。他方、横瀬町の場合、公共施設の大規模改修の費用などに備えており、一般的な水準よりも幾分多い残高となっております。この財政調整基金を災害対策へといった場合、災害の程度を想定することはなかなか難しい状況でございますが、議員お話の東日本大震災級の災害を想定しづらいのですけれども、直近の災害では、令和元年10月に発生した台風19号の影響による災害復旧費を参考にした場合、令和元年度と繰り越した令和2年度を合計すると、約1億7,200万円でありましたので、現在の規模の基金残高であれば、対応が可能ではないかと判断をしております。

今後も財政調整基金につきましては、想定外の減収や支出など、不測の事態への備えのため、適正な基金残高を確保するよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうからも答弁をさせていただきます。

まず、議員のご質問にありました災害備蓄金であるかということに関しては、財政調整基金は災害備蓄金でもあると考えています。これ従前からお話ししてはいますが、ずっと10億円とめどに思っていました。これは、直近で小学校の新築があったので、そこを意識して10億円でありました。3月の議会のとときに、今は10億円は必ずしもなくてもということで答弁させていただいています。財政調整基金の適正額って実はかなり諸説あります。一般的には、標準財政規模の10%から20%とは言われています。しかし、これも都市部の自治体、地方の自治体、あるいはその地形的なものとか規模とかで全く千差万別だというふうに思っています。ちなみに、10%から20%が一般的だとすると、当町の場合は、年度差がありますけれども、財政調整基金23億円とすると、10%だと2.3億円とか4億円とか、20%だと4.6億円とか7億円とかという水準です。これでどうかと言われると、やっぱり私は少し心配だなというふうに思っています。それは、内藤議員がご指摘されているまさに災害時の対応とか、急に必要になることだったりというところへの備えが小さい町としては必要かなというふうに思っています。

あとは、災害を実際に想定すると、比較的ということですが、横瀬町に関しては、想定される災害の種類は比較的限られていて、かつ全町的なというのはさらに限られるかなというふうに思っています。例えば津波はなし、それから低地に家が密集していて川の氾濫で横瀬町の大半が沈むということも多分なくて、心配なのは一部の土砂災害、それから一部の浸水はもちろん心配です。全町的なことで言うと、やっぱり大規模地震というのが想定され得るという中で、いざというときに備えるということは必要かなというふうに思っています。ということなので、では幾らかと言われると、なかなか正解がない話ではあるのですが、なので、いろいろ勘案して少し感覚的な話になってしまいますが、自分としては5億円以上はやっぱり欲しいかなというふうに思っています。5億円から8億円ぐらい、8億円あれば少しある。結果的にその水準というのは、内藤議員がおっしゃった1人10万円、今7,890人ですから、まあまあそんな水準かなというふうに思っています。

ちょっと長くなりましたけれども、ご指摘いただいたその災害備蓄金でもあるというのは、当然私もそのように理解をしています。

以上です。

○若林想一郎議長 再質問ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 ありがとうございます。

昔試算しました10万円というのは、水道事業も入って、水道のタンクが壊れた場合には、どうしても1人当たり10万円は欲しいということであったのですが、今水道事業がなくなりましたので、8億円もあれば十分かなという回答をいただきましたので、これで質問1は終わりにさせていただきます。

○若林想一郎議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、パートナーシップ制度についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔小泉照雄総務課長登壇〕

○小泉照雄総務課長 質問事項2について答弁いたします。

パートナーシップ制度は、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に責任を持って協力し合うことを約束した関係にあるLGBTQ（性的少数者）のカップルに対して、自治体が独自に「結婚に相当する関係」であることを認めるものです。

婚姻関係とは異なり、法的な効力は生じるものではありませんが、2人の思いを尊重し、自分らしく安心して暮らせることを応援する制度です。

横瀬町は、第6次総合振興計画において、一人一人の人権が尊重され、性の多様性を認め合い、支え合いながら、個性と能力を発揮して、誰もが自分らしく安心して幸せに暮らせるまち「カラフルタウン」を目指しております。その一環として、昨年6月に「パートナーシップ宣誓制度」の導入を決めました。

制度策定までの経緯ですが、昨年10月に各課所より1名ずつ選出された職員等13名により、第1回会議を開催し、制度導入に係る作業を始めました。既に導入している多くの自治体では、要綱を整備し制度を導入していることから、他の自治体と同様に要綱案の策定作業を開始しました。第2回会議を11月に開催し、導入自治体の要綱を参考に、必要な事項を盛り込んだ要綱案を策定しました。その後、要綱案の内容

の加筆・修正等を行いながら、本年1月に「パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を制定したところです。

要綱策定と併行して、スムーズな導入を図るため、手続の流れなどを掲載した利用の手引を策定し、本年4月から開始をしたところです。

制度導入に当たり、議会への事前の協議等についてでございますが、パートナーシップ制度は、パートナー2人の同意に基づく届出制であり、強制・強要するものではなく、あくまでも任意によるものであります。一人一人の考え方、人権が尊重され、安心して町で暮らしていける環境を整え、応援することは、議員の皆様と共通認識であるものと考え、事前の協議は行わなかったところです。

現在のところ、パートナーシップの宣誓をした方はおりませんが、この制度を活用し、お互いが人生のパートナーとして、自分らしく生き生きと活躍されるとともに、LGBTQ（性的少数者）の方々に対する理解が広がり、多様性を認め合うまちづくりを目指してまいります。

以上でございます。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうからも答弁をさせていただきます。

本件については、何回か議会やあるいは公の場でコメントもさせていただいておまして、決して急にか独断でということではないかなというふうに自分としては認識をしております。

まず、令和2年の11月25日に開催された町民と語る会で、町民の方からぜひ先んじてパートナーシップ制度を入れてほしいという要望を具体的に受けました。検討しますというお返事を差し上げたかと思いません。

続いて、令和2年の12月の議会で、宮原議員から一般質問していただきまして、そのとき私のほうからは、「性的少数者の問題は重要な行政課題と認識していること、とりわけ多様性を尊重したカラフルタウンを掲げている当町ですので、誰もがその人らしく幸せに暮らせるために行政としてできることをやっていきたい」というふうに答弁を差し上げています。

続いて、令和3年6月議会で大野議員にも言及をしていただきまして、そのときの私の回答が、「パートナーシップ制度の導入は、機運も醸成されてきたと思う。できるだけ早く、できれば今期中に形にしたいと考えている」と回答させていただいています。

こんな形で、内藤議員のご指摘で説明が足りないであろうということに関しては、これは真摯に受け止めさせていただきたいと思いますが、自分としては、本件に関しては、議会や町民の方など皆さんに背中を押していただけてきたというふうに認識をしています。

以上です。

○若林想一郎議長 再質問ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 説明が足りないのではなくて、議会で審議しなければならない案件ではないですかということです。

それと、どの町のホームページを見ても、このパートナーシップ宣誓制度は法的効力はありませんと必

ずみんな最初に書いてあるのです。横瀬町もほとんど同じ感じでしたが、これが、このまま法的効力があるほうにそのまま移行されても困るということがありまして、やっぱりこの宣誓制度を始めるに当たり、やっぱり議会でもっと審議を重ねたほうがよかったのではないかと私は思っておりますが、その点、町長どうですか。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 そうですね。これを先に行くと、きっといろんな問題が出るということは当然承知をしています。法的かどうかとなったら多分違う段階の問題がある。とりわけ結婚制度をどう考えるかというところにこれはぶつかっていく問題ではあると思っています。というのは認識した上で、しかしながらの第一歩です。それは、現にこの問題で差別や偏見で苦しんでいる人がいるであろうという想定、その人たちに向けてのメッセージを出したいということです。当然、このままこれが法的にストレートに進んでいってどうかというのは、もちろんいろんな問題が出るだろうということも承知していますし、まず第1段階として、第1段階は、皆さんのご理解で踏めるのではないかなというふうを考えて、導入するというにさせていただきました。

以上です。

○若林想一郎議長 再々質問ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 それでは、しかしながらの第2歩のときには議会で必ず審議をしていただくようお願いしまして、この質問は終わりにしたいと思います。

○若林想一郎議長 以上で7番、内藤純夫議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○若林想一郎議長 再開いたします。

○若林想一郎議長 次に、2番、黒澤克久議員の一般質問を許可いたします。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○2番 黒澤克久議員 2番、黒澤克久です。議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問を行います。

質問事項は、大きく分けて2項目です。1、課の再編成。要旨明細（1）、町民課、なんでも相談室について。今年度より課の再編成が行われ、新たな取組、既存業務のすみ分け、より一層の効率化に取り組まれていると思います。新たに設置されたなんでも相談室への相談件数、振り分け状況についてをお伺いいたします。

要旨明細（2）、健康子育て課、業務内容の状況について。健康分野も追加された健康子育て課ですが、業務内容状況についてお伺いいたします。

続きまして、質問事項2、町管理建物。要旨明細（1）、町民会館、活性化センターの状況について。町民会館のWi-Fiは、以前に比べ電波状況が改善されておりますが、事喫茶ルームの電波状況は、PC、スマートフォンなど、機種や端末の種類によっては使いづらい状況となっております。中継器などの設置などで改善することができますが、今後の予定はどうなっておりますか。

DXを進めている当町において、活性化センターにはWi-Fiが設置されておられません。町民の方からも設置してほしいと要望されておりますので、今後の予定をお伺いいたします。

以上を壇上での質問といたします。

○若林想一郎議長 質問1、課の再編成に対する答弁を求めます。

町民課長。

〔平沼宏一町民課長登壇〕

○平沼宏一町民課長 それでは、質問項目1、要旨明細（1）について答弁させていただきます。

まず、質問にお答えする前に、なんでも相談室の概要について説明させていただきます。なんでも相談室は、第3次横瀬町地域福祉計画の福祉サービス提供体制の充実の中で位置づけられており、横瀬町なんでも相談室設置及び運営要綱に基づき、今までのいきいき町民課から新しくなった町民課に併設され、令和4年4月1日から運用を開始しました。

相談室の目的は、子供、障がい、高齢、生活困窮等の福祉分野をはじめ、町民の日常生活の中で抱えている複雑かつ複合的な諸問題について相談活動を実施し、関係機関と連携を図りながら、必要な支援を行い、町民生活の安定を図ることを目的としています。

業務内容につきましては、町民の福祉的課題に係る相談に関すること、町民の諸問題に係る相談に関すること、相談内容に応じた各担当課への案内に関すること、関係機関との連絡調整に関すること、その他町長が必要と認める事項の5つの業務を行います。

組織につきましては、町民課生活支援グループが所管し、町民課長が相談室長を兼務しております。現在の運営体制ですけれども、主に課長と担当の副主幹の2名で対応しております。相談は、平日の役場の開庁日である月曜から金曜までの8時30分から17時15分までとなっております。

次に、相談件数も含め今までの相談状況について説明させていただきます。今日までに23件の相談がありました。4月が13件、5月が5件、6月が5件の相談がありました。相談種別を児童、高齢、障がい、生活困窮、その他、複合の6種類に分けて整理しておりますが、その他が15件、生活困窮が7件、児童が1件の相談がありました。件数は、同じ方が複数回来た場合にも1件とカウントしているため、実際の相談者数は19名でした。相談の手段は、来庁しての相談が11件、電話での相談が9件、訪問、電子メール、その他が各1件ずつでした。

相談対応につきましては、相談者の相談内容をお聞きして、必要な制度を説明したり、関係機関を紹介したりしております。そして、他の課への振り分けについてはですけれども、相談内容により、他課の担当へ引き継ぐような相談は、現在のところありませんでした。2番目に多かった生活困窮の相談は、当課が所管している事務ですし、その他の相談で他課に関係した場合でも、簡易なものは現在のところ当課で調べて回答しております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 要旨明細2について答弁させていただきます。

令和4年4月1日の行政組織改正によりまして、課名が子育て支援課から健康子育て課に変更になり、課内には子育て応援グループと保健グループの2グループを置き、業務をスタートいたしました。子育て応援グループの業務は、児童福祉、子育て支援、保育などの子育てに関することで、子供や子育てに関する支援と相談体制づくり、子育て世帯への経済的な支援、保育事務等でございます。保健グループの業務は、保健衛生と健康増進などの健康に関することで、妊娠期から乳幼児期の母子保健、高齢期までの成人保健や精神保健、町民の健康増進及び健康予防、新型コロナウイルスワクチン接種でございます。

課内の組織体制でございますが、子育て応援グループに職員が3名、保健グループに職員2名と保健師4名、職員のほかに会計年度任用職員が4名おります。会計年度任用職員4名のうち、事務職が3名と保健師が1名でございます。さらに、会計年度任用職員の事務職3名のうち2名につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種関係の事務職員でございます。

子育て、母子保健、成人保健を一本化したことで、また専門職である保健師を統一化したことによりまして、複合化した事案などの世帯に対する総合的な支援体制ができ、職員間の連携もさらにスムーズになっております。

また、昨年度から実施しております新型コロナウイルスワクチン接種等の業務につきましては、他課の協力を得ながら、担当を中心に課員全員で協力、連携し、引き続き対応しております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ご回答ありがとうございます。

デビュー戦にして完璧な答弁をいただきまして、私のほうが今ちょっと緊張して、再質問どうしようかなと今思っているところなのですが、まず最初に、町民課のなんでも相談室ですが、私の予想以上に相談件数が多い。周知がまだ徹底されていない段階でのこの件数23件、人数でいうと19名ということですが、これはやっぱりもう少し周知して、より町民の皆さんが相談しやすい環境を整備していただきたいというのが、今の思いです。

ただ、今、人間は課長と担当1名の2名体制でやっているということですが、今後、これ件数が増えてきたり、案件が複雑化してきたりすると、2名で果たして足りるのかどうかというところはあるのですが、これって業務的に外部に情報を漏らせないとか、いろんなそういう制約がかかってくる問題があ

と思うので、これは今後町として町長はどういうふうにもそこを見通し立てているのかということ、ちょっと確認で教えてください。

そして、健康子育て課、課の名前が変わりまして、まだ全然なじみが薄くてすぐすぐ出てこないのですが、今までどおりの子育てグループの業務というのは、何となく自分の中でも消化できているのですけれども、改めて聞いて、コロナワクチンが毎週末、5月末までは続いていたということで、役場全体の職員さんに対して負荷がかかっていた事業なのだろうなと思っております。現状、関係する人間がかなり保健師さん含めて多いのですけれども、コロナワクチンが正直一番重荷になってしまっているのかなと個人的に思っているのですけれども、この課の再編成に当たり、これは町長のほうの考えをもう一回お伺いしますけれども、コロナワクチンをほぼほぼ毎週やるということが想定されている中でこの課の再編成でこの人員配置なのか、何かここが、ワクチンを定期的にやるというのは、多分マンパワーが相当疲労するのではないかと思いますので、ここを今後でこ入れをすることがある場合は、どういう状況を想定しているのか、教えていただければと思います。

あと、この子育てグループの子育てのほうですが、コロナが落ち着くと、またいろんな意味で子育て支援という業務の幅が広がると思いますので、保育所なり幼稚園さんなりいろんなところでの情報共有をしっかりと保てるように、何か工夫をしていることがあるかどうか、あれば教えてください。

以上です。よろしく申し上げます。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、新しい課の編成がスタートしましたが、まあまあいい立ち上がりにはなっていると思います。とりわけなんでも相談室が機能するかどうかというのは、今年大変大きなテーマだったわけなのですけれども、ここまでは何とかいいスタートが切れているかなというふうに思います。

私も出だしの相談件数は自分が想像したより多かったですし、来ていただいたきっかけを聞くと、ホームページで見て相談してみましたということを書いていただいたり、なので、少なくとも当初、私たちが想定した町民の皆さんから一番相談しやすい形にはなっているというふうに思っています。

しかし、これもつくる前から分かったことなのですが、この体制は、連携できて初めて機能するわけです。なんでも相談室は、最後まで解決機能を持っているわけではないので、解決機能を持っているところとの連携が必ず必要になるというふうに思っていて、そこができるかどうかです。これは、役場の職員、全庁のメンバーで共有している課題で、みんなでここをしっかりとやっていこうという話をしてきています。ということで、町民課のなんでも相談に関してはまあまあいい立ち上りで、しかしこれから先しっかり連携していく必要があるという認識です。

このマンパワーに関しては、今のところ何とか回っています。そうはいつでも同じ課の中のメンバーが相談を一部受けてくれたりもあるわけですし、あるいはほかの課につないだのはないのですけれども、相談しているのは結構多かったです。それで、今のところは何とか回っているかなというふうに思っています。

あと、健康子育て課に関しては、これも今回とりわけその保健師さんを一堂に集めたという形にしたのですが、これはよかったというふうに思っています。しかしながら、議員ご指摘のとおり、やっぱりコロナウイルスの感染症対応がやっぱり大変です。慣れてきたとはいえ、毎週集団接種をこなし、それから全庁でやっているとはいえ、在宅療養者のケアをするというのを並行してやっているというのは、これはまさにプラスアルファの業務になっていて、負担が大きいです。そのために会計年度職員のマンパワーをお借りして今は回しているという状況です。

とりわけ保健師さんのところは、薬引があったり、緊張を伴う業務なのです。必ず間違っではいけないわけだし、みんなかなりの緊張感を持って毎週の集団接種をこなしているというのを見ていますので、しっかり平日に代休が取れるようなところを自分としては意識しながら運営をしています。

何とか回っているので、引き続き課だけではなくて、みんなで助け合いながら、横瀬町らしく連携して進めてまいりたいなというふうに思っています。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

ないようですので、質問1を終了いたします。

次に質問2、町管理建物に対する答弁を求めます。

教育担当課長。

〔浅見和彦教育担当課長登壇〕

○浅見和彦教育担当課長 質問事項2、要旨明細(1)のうち、町民会館の状況について答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年の3月14日から5月31日までの間、臨時休館をいたしました。その後は、感染防止対策や人数制限などを行い開館している状況です。令和4年3月22日からは、人数制限を解除し、通常の設定員で利用していただいております。また、昨年5月からは、新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種会場として、本年5月までに総計38回、主に土曜日に利用していただきました。

町民会館の利用件数、利用人数につきましては、コロナ禍以前の平成30年度が1,993件、4万7,625人、令和元年度が1,901件、4万497人、令和2年度が1,454件、2万1,605人、令和3年度は2,012件、4万3,711人となっております。

次に、町民会館のWi-Fiの電波状況の改善についてですが、町民会館の1階はWi-Fiが利用できない状況でしたが、4月に図書館、ホワイエに中継器を設置しました。今後の電波状況の改善につきましては、具体的な計画はありませんが、会館利用者の声を聞き、必要に応じてWi-Fi中継器、Wi-Fi信号増幅器などの設置を考えていきたいと思っております。

○若林想一郎議長 振興課長。

〔町田勝一振興課長登壇〕

○町田勝一振興課長 質問事項2、要旨明細(1)について答弁させていただきます。

横瀬町活性化センター利用状況につきましては、令和元年度、利用件数307件、利用人数5,441人で、令和2年度、利用件数189件、利用人数2,562人で、令和3年度は、利用件数214件、利用人数2,927人となっております。

令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によって行動や外出の制限などがあり、会議室の

人数制限も実施したためによる利用人数の大幅な減少となっております。

利用目的につきましては、会議、高齢者サロン・ディスコンなどが主な利用目的であります。

年齢層につきましては詳しくは分かりませんが、50歳以上の方が85%ぐらいで、残りの15%ぐらいが50歳未満となっているようです。

議員のお話のように、横瀬町活性化センターにはWi-Fiが設置されておられません。今後につきましては、Wi-Fiが必要な会議等があれば、モバイルルーター等で対応してまいりたいと考えております。今まで利用者の要望はあまりなかったようですが、今後半年間ぐらい利用者のWi-Fiアンケート調査を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ご回答ありがとうございます。

まず最初に、町民会館は本当に、本庁舎の中はWi-Fi再整備されて非常に快適で、ちょっとこの6月の頭に会場を利用させてもらっていたのですが、こんなに快適になるものかというぐらい、改めて再整備のよさを体感してきました。

ただ一方で、ちょっと喫茶ルームに関しては、端末による差が本当に激しくて、あそこは日頃高齢者の方々がサロン活動で使われたりしているのですが、今、正直年齢でITを触る触らないと区切れなくなってきました。「ここWi-Fiがもっと使えれば、もっとパソコンで何かできるのにね」という声があったりとか、「あそこで動画を再生させたりしながらという使い方ができるのにね」ということを言われて、確かに自分もあそこを控室で使っているときに、何で入り口を入ったのと出たのでこれだけの差が出てしまうのは、ちょっとの工夫で改善できると思いますので、先ほど答弁でもちょっと再整備というか、見直しを考えていただけるとのことなので、町民会館がさらにさらに利用しやすくなるように、今後とも進めていただければと思います。

続いて、活性化センターなのですが、今課長のお話ではモバイルルーター、半年間アンケート調査をしますということなのですが、個人的にモバイルルーターを貸しますって腑に落ちないです。正直な段階、DXと言っている町で、何でそこを芦ヶ久保にだけモバイルルーターでという話になるのか、1階まではこの議会の放送が見られる環境になっているわけです。テレビモニターでできるということは、あそこまでは光回線だか、その回線が届いているということなので、活性化センターって防災の観点からいっても、避難所に指定されていたりしますので、すぐすぐとは言いませんけれども、使い方だったり利用率を上げるだったり、電波がよくなって、使い方が新たな方法が見出せると、多分利用する年齢層も変わってくると思うので、その辺に対して、本当に防災の観点からいったら、Wi-Fiが使えるのが便利というのは、町民会館が新たに整備されたというのはまさしくそのことなのだろうと思うので、どうふうな考えでいるのかを教えてください。

以上です。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育担当課長。

〔浅見和彦教育担当課長登壇〕

○浅見和彦教育担当課長 議員からの再質問にお答えします。

議員からもちよっとお褒めの言葉をいただきましたけれども、今後も議員はじめ会館利用者の声を聞いてWi-Fiの整備に努めていきたいと思えます。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうからも答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおりに、これからはWi-Fiの整備はさらに前向きにやっていく必要があろうかなというふうに思っています。今、実はモバイルルーター、役場でご予算もいただいて、4基持っています。これ、基本的に想定はやっぱりその災害時想定なのです。災害時に使えるように、4つ持っているということなのですけれども、それは、そのWi-Fiが通っているにこしたことはないというふうに思えます。なので、今のところ町民会館は、比較的ユーザーの皆さんから声をいただいてというところではあるのですが、活性化センターのほうも、これから声を拾わせていただいて進めていきたいなと、それと伺ってなるほどと思ったのは、Wi-Fiがあることで新しい利用者の拡大につながるのかということ、確かにあろうかと思えますので、その辺も踏まえながら前向きに進めていきたいなというふうに思っています。

○若林想一郎議長 再々質問ございますか。

ないようですので、2番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

○若林想一郎議長 次に、8番、大野伸恵議員の一般質問を許可いたします。

8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、質問1として、男女共同参画社会の推進についてお聞きいたします。現在では、男女という言葉自体も時代にそぐわなくなっていると感じていますが、多くの場で使われているので、言葉として使用いたします。

埼玉県の令和3年度版男女共同参画に関する年次報告「みんなで進めよう男女共同参画」の第3部に、市町村における男女共同参画施策の推進状況があります。項目1の条例制定、計画策定、苦情処理体制の状況のページを見ますと、条例がつくられていないのは、63市町村のうち24市町村で、秩父市と秩父郡町村は全て条例が策定されていません。

また、項目2の議員、市町村長、自治会長、防災会議の状況ですが、自治会長、県内7,177人のうち、5.3%の383人の女性自治会長がいますが、横瀬町はゼロ人です。自治会長というより、自治会役員がほぼゼロ人の状況であると思えます。何度か一般質問で女性の加入について質問してきましたが、区行政のことなので、お願いはしていますとの回答でした。

項目3の審議会等委員の女性登録状況ですが、女性比率の1番は、日高市の目標値が45%で、41.2%の

達成率でした。目標値の最高は50%で春日部市、和光市と横瀬町の3市町でした。達成率は、それぞれ25.1%、31.4%。横瀬町は21.1%でした。県内全体では28.5%で、平均以下でした。

3月議会で提示された農業委員も男性のみでした。以前は、県から女性を入れてほしい旨の意向があり、議会としても対応したと聞いていましたが、今回、女性参画の考慮はされなかったと感じました。

私も共同参画の一般質問を何度か行い、この年次報告を数年見えています。条例制定のページを見ると、秩父郡市が全て空白になっていて、寂しく感じています。なぜ共同参画に取り組まなければならないのか、町長はどう感じているのか、改めてお聞きします。

また、県内の過半数で策定されている男女共同参画推進のための条例を横瀬町でも策定することを提案いたします。秩父郡市で1番に策定し、町内外へ発信してほしいと考えます。

区行政の場での推進ですが、女性が加入した区には、区交付金に何らかの上乗せ予算をつけるなど、町主導で推進の努力をするべきではないでしょうか。審議会等の女性比率の目標達成についても、まずは30%からとの答弁を昨年9月議会決算で伺っており、私も男性委員を少なく委嘱するなどしたらと提案していますが、その後、実現に向けて何らかの施策は考えているのでしょうか、お聞きします。

私の地元11区は、3年前より区行政に2名、今年度は1名ですが、女性委員に入っています。また、11区の新規居住者については、新年会の際に、11区に来てくれてありがたいの意味を込め、区のほうから何らかの品を贈呈しています。今までの考え方と真逆の発想で新住民を受け入れています。移住促進の町でもあり、共同参画もDXと同じように意識の変革や多様性を真に求めていかないと、人口減少に対応するまちづくりは困難と考えます。

第6次横瀬町総合振興計画、1の柱、人づくりに子育て支援や教育環境の充実、人権・男女共同参画社会の推進がうたわれています。町長としてリーダーシップを発揮され、先進的なまちづくりを実践し、評価されている横瀬町として残念な思いです。より一層のスピード感のある取組を期待しています。

次に、質問2として、環境対策への取組、CO₂排出減やごみ削減についてお聞きします。SDGsの考えが浸透してきたと感じています。国の環境対策の取組へのスピード感など、環境に対する考え方の大転換を感じています。彩の国だより6月号にも大きく取り上げられていました。今年4月からプラスチック新法が施行になりました。昨年9月議会でお聞きしましたが、国の策定基本計画が示された時点で、1市4町で協議・検討との答弁でした。また、町としてチラシを作成予定とのことでした。

町長からは、広域で発電施設を持っているところとの対応の違いや、一番環境に負荷の少ないのはどれかなど考えていきたいとの答弁をいただいております。町のチラシを作ってください、感謝しています。

私は、雑草などは無理のない範囲で土の中に埋めて処理するようにしています。お茶も粉にして飲んでいるので、お茶殻は出なくなりました。個人として無理なくできることはしていきたいのですが、秩父広域市町村圏組合では、プラごみはリサイクルとして分別できません。しかし、日常ごみの多くがプラスチックゴミの実態があります。今回の一括回収は、プラスチック製の容器包装のみのリサイクルから、製品プラスチックまで一括で回収し、より一層のリサイクルを進めようとするものです。秩父広域では、その初めのプラスチック容器包装についてもリサイクルされていません。

プラスチック資源循環促進法は、自治体の取組がうたわれています。そのため政府は、2022年度からプラごみ一括回収の経費の一部を地方交付税で手当てもするとのことでした。

秩父広域市町村圏組合の令和3年度一般廃棄物処理計画によると、分別収集の徹底を図り、資源循環型システムの推進を目指すとあります。焼却灰の現状、埋立て容量の削減なども将来的な問題となると考えています。

埼玉では、志木地区衛生組合など既に製品プラも一緒に集めているそうですが、秩父広域市町村圏組合の理事会では、国の基本方針の対応について協議されたのでしょうか。また、発電施設も設置から10年が経過していますが、現在のSDGsの考え方に適応したものとなっているのでしょうか、お聞きします。

また、SDGsをうたっている本町では、令和2年度温室効果ガス排出量実質報告がされ、削減が進んでいることに感謝しています。ネットの情報ですが、愛知県豊明市、人口が7万人程度のまちですが、市役所に月2回、日曜日に資源の回収ステーションを実施しているようです。横瀬町役場にも事業者がペットボトルの蓋の回収に来ていますが、町独自でCO₂やごみの削減など、環境対策への施策は考えているのでしょうか、お聞きします。

また、町内事業者の温室効果ガス排出量などへの関与はどうされているのでしょうか、お聞きします。

次に、質問3として、新・放課後子ども総合プランについてお聞きします。横瀬町では、児童館の学童保育室と小学校の放課後子ども教室を実施しています。平成26年7月に厚生労働省と文科省の連携により、放課後子ども総合プランが策定され、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心とした両事業の計画整備がされています。

より一層の全ての児童の安全安心な居場所の確保を図ること等を内容として、平成30年9月に5年間の新・放課後子ども総合プランが策定されました。令和2年3月には、コロナウイルス感染対策の対応等により、一層の推進について文科省より事務連絡が発出されています。縦割り行政の弊害とと思っていましたが、国では既に連携されていました。

横瀬町の児童館の学童保育室と小学校の放課後子ども教室について、改めてそれぞれの違いをお聞きします。今回、横瀬小学校が改築になりますが、放課後の子供たちの安心安全を確保し、よりよい子育てしやすい環境を生み出してほしいと願っています。新・放課後子ども総合プランをどう捉えているのでしょうか、お聞きします。

以上、よろしくお願いたします。

○若林想一郎議長 ただいま8番、大野伸恵議員の一般質問中ですが、ここで本休憩をいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時01分

○若林想一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

大野議員の一般質問中ですが、質問1、男女共同参画社会の推進についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔小泉照雄総務課長登壇〕

○小泉照雄総務課長 最初に、質問事項1の(2)から(4)について答弁いたします。

まず、(2)の男女共同参画推進条例の制定についてでございますが、男女共同参画推進条例は、地方自治体が男女共同参画社会を実現するために必要な基本的な理念や自治体住民の責務、推進体制などを明確にしたものです。令和3年4月1日現在、埼玉県内市町村の条例制定の状況ですが、県内40市のうち35の市、23の町村のうち4町が条例を制定している状況です。現在、町では条例は制定しておりませんが、国の男女共同参画社会基本法等を基に、男女共同参画の推進のための基本計画として、令和2年3月に策定した第3次横瀬町男女共同参画プランにより取組を進めているところです。

第3次プランの基本理念を「～わたらしく あなたらしく みんなで輝く まちづくり～」として定め、男女共同参画の意識づくり、健康で安心できる町づくり、男女が共に活躍できる環境づくりの3つの基本目標を掲げ、事業を展開しているところです。今後もこのプランに基づき、住民の皆様と協力しながら、男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

次に、(3)の区行政の共同参画の推進についてですが、男女共同参画社会を推進していく上で、区行政に女性の意見を取り入れながら、様々な行事等区の行政運営をしていくことは大切なものと考えます。役員に女性を登用した際、区交付金を上乗せするご提案でございますが、区交付金は、各区の円滑な運営と地域美化活動など地域活動を支援するために交付しているものであり、女性登用に対して区交付金を上乗せすることは、趣旨から少し外れるように感じます。

区役員の人選につきましては、各区ごとに輪番制など選出方法があるかと思っておりますので、町が強要することはできませんが、これまで区役員に女性が登用されていない状況でありますので、まずは女性が登用できる環境づくり、雰囲気づくりが大切と考えます。これまでも区長会等の席上においてお願いしておりますが、引き続き積極的な登用をしていただくよう働きかけてまいります。

次に、(4)、審議会委員等の女性比率50%達成の施策についてですが、第6次横瀬町総合振興計画の前期基本計画の1の柱、人づくりで、令和5年度までに達成すべき指標の一つとして、審議会等の女性委員の割合の目標を50%と高い目標を設定しているところです。令和3年度の審議会委員との女性比率は、審議会等36団体、362人の委員のうち、女性は93人、女性比率は25.7%の状況です。女性委員の登用につきましては、課長会議等において、折に触れ積極的な登用についてお願いしているところですが、審議会等の委員が委員の条件としてあらかじめ指定した委員で構成されている場合、比較的男性の比率が高いことから、思うように女性の登用が進まない状況もあります。

しかしながら、町の政策や方針の決定過程における女性目線での意見、提言を取り入れることは重要なことですので、少しでも目標に近づけるよう、引き続き女性委員の人材の発掘と積極的な登用に努めてまいります。

以上でございます。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから、質問事項1の(1)、男女共同参画推進の取組を町長はどう感じているかについて主に答弁をさせていただきます。

まず、当町におきまして男女共同参画は大変重要なテーマと認識しています。とりわけ当町は、カラフ

ルタウンを掲げていますので、大変な重要なテーマというふうに認識をしているというのがまず大前提です。

今、課長の答弁でもありましたけれども、第6次横瀬町総合振興計画の中で、7つの柱のうちの最初の人づくりの達成すべき主な指標の中で、審議員などの女性委員割合50%という、言ってみれば、これは大変挑戦的なのか、チャレンジングな目標を掲げているとされているのですが、を掲げている。さらに、今の総合振興計画では7つの柱を支える土台というのを7つ挙げていまして、そのうちの3つ目、共同参画の推進を挙げていまして、そのまま読みます。性別や年齢、障がいの有無などにかかわらず、全ての町民が主体的にまちづくりや行政に関わりたくなるような工夫のほか、広報広聴活動等情報公開の充実を図りますというのを挙げさせていただいています。ということで、大変重要というふうに認識をしているということです。

その進捗状況ですけれども、例えば最近でいきますと、昨年日本一歩きたくなるまちプロジェクトというのをやりまして、そのウォーキングコースの選定委員会というのをつくりましたが、これですと、10人中5人が女性でした。それから、目立つところでいきますと、行政経営審議会、町の根幹となる計画を見ていただいて審議していただくという行政経営審議会では、現在15人の委員さんのうち女性が8人、過半数になっています。あと、例えば公平委員さん3名いらっしゃるんですけども、2名が女性とか、このように私としては前進してきているという認識を持っています。意識もしているし、努力もしているというふうに思っていて、今年よりも来年、来年よりも再来年、さらによくすることに関しては自信を持っています。

しかし、一方で、では50%いくのかということに関しては、なかなか厳しいというふうに一方では思っています。やっぱり幾つか大きな壁があるなど実感をしていて、例えば町の規模をまず、どうしても女性をといたときの分母の絶対数が限られるというのが一つと、もう一つは年齢とか世代のところは少し気になるところです。分かりやすく言うと、若い世代のほうが比較的男女共同参画の関係ではなじみやすいかなというのを実感として持っています。例えば地域おこし協力隊、今横瀬町では累計21人が活躍してくれているのですが、女性はこのうち13名います。過半数以上になっています。それから、最近ですと女性の起業、例えばそのパン屋さんですとか、あるいはカフェだったり菓子の製造だったり、いろんなところで生き生きと頑張っている女性が町の中では目立ってきているというふうにも感じていて、こうした動きには大きな期待をしていますし、引き続き町としては積極的に女性活躍の場をつくっていききたいというふうに思っています。

まとめると、ちょっと高い目標、50%は背伸びした目標、背伸びしたという言い方が適切かどうか分かりませんが、頑張ろうという高い目標を設定した50%がどうかと言えば、厳しいのですが、悲観はしていません。だんだんよくなる、あるいはよくなるという自信を持ちながら、今は男女共同参画の推進に力を入れているというのが現状でございます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 大変ありがとうございました。町長のほうに頑張らせていただいているということは常々感じているのですが、さらなる強いお願いをしたいと思っています。

それで、再質問なのですけれども、町長は50%がチャレンジングで高い目標というふうにおっしゃいましたけれども、世の中って、あと町の規模も、女性の分母が少ないと言っていましたけれども、この横瀬町は、女性と男性の比率はどうなのですかということをお聞きしたいと思います。

以前、私がアメリカの何かすばらしい女性の人が、会議か何かしていて、女性の人員数をどのぐらいにすればいいですかと言ったら、それはもちろん全員ですよというふうなことを答えて、周りがびっくりしたら、でも皆さん、男性だけのグループっていっぱいあるけれども、びっくりしないですよねと言ったということを知っていて、確かにそうだなと思って、だから町長も大変重要なテーマだっているのだけれども、知っているということと、本当にそれを理解しているというのは、ちょっと違うのかなと思いますので、そこを1点お聞きします。

それから、町の政策決定の場への女性なのですけれども、女性の審議会、経営審議会で女性が8人いたということをお聞きして、本当にありがたいというふうに思っています。その8人いる女性は、過半数だそうなのですが、審議会の委員長というのは女性になっているのですか。過半数を超えた女性委員がいた場合に、審議会の委員長というのは女性になっているのかなということを感じたので、それを教えていただきたいと思います。

それから、若い人たちは本当にこの問題についてはあまり感じていないようです。前、中学生とか高校生とかの研修もしたのですけれども、男女の差というのはあまり感じない。しかし、社会に出てからちょっと感じるのかなと思うのですけれども、例えば横瀬町役場の課長さんたちも、本当に女性の方がいらしてとてもうれしいのですけれども、例えば分野が、どうしても福祉だとか子育てとかという関係なのですけれども、私たちが視察に行った平泉とかでは、女性が観光課長でした。だから、そういう観光というのは、やっぱり女性が結構リードしますので、そういうところにも女性を入れるのはとてもいいと思いますし、もちろん総務課長とかまち経営課長とかという、町の政策をつくる場所に女性の目線が入るということはとても大切だと思いますので、そこにも町長はどのように感じているのかなということをお聞きしたいと思います。

それで、条例なのですけれども、県のほうでこういうのを毎年つくっています。市町村における男女共同参画のこういう、こういうことをつくっているということは、こういうのをしてくださいということなのだと思うのです。そして、条例制定のこの一覧表を見ますと、秩父郡が空白になっているわけです。だから、この空白のところをなくすように町のほうは努力するのが大切ではないかなと思って、ずっと前、特殊出生率が1位ということで大分喜びましたけれども、それもデータで1位になったということなのです。同じようにこれらもデータですので、こういうものを空欄があったらそれを補完するような行動を取るのには必要ではないかなと思っていますので、そこでの啓発が必要だし、先ほどのパートナーシップの関係と同じですけれども、町が率先してそういう態度を表すということは必要だと思うので、もう一度、プランつくっているものでそれで目指す、ではなく、その啓発が必要だったらば、そのためにも条例をつくっていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

それから、区行政の関係なのですが、一生懸命やっているのに、その50%もそうですが、なぜか進まないです。なぜ進まないのかって、一生懸命やっているのですけれども、進まないんですよ、進まないんですよ、進まないのですよというときに、ではその考え方とか、その取っつき方を少し変えたらいいのでは

ないのですかというふうなことを私は考えるのですけれども、私は、女性を登用するという区に、女性を登用してくださいと国でも県でも町でも言っています。だから、区行政に女性を登用したら、それに対するその美化、例えばその女性目線の美化だとか、子供たちの見守りだとかそういうふうなことも行き届くと思うので、それに対する助成なのですよというふうなことで、発想というのですか、理屈を考えていただければ、幾らでもできると思うので、そこら辺のところどうなのでしょうかとということをお聞きします。

以上です。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、今、大野議員から質問が5つあったと思いますので、順に私のほうで回答させていただきます。

まず、町の女性の比率はどうかです。おっしゃるとおりで、実は我が町、大体1対1で当然なのですが、女性のほうが多いのです。ちなみに、すみません、データ、手元が5月1日ですけれども、男性3,920人、女性が3,982人ということで、トータル7,902人のうち過半数が女性であります。なので、これなので50%を上げています。べき論で言うと、町中トータルのいろんな審議会の委員は半数が女性であるべきです。そのべき論を我々はそのまま目標数値にしています。だから、なのでちょっと厳しい目標にはなったのですけれども、でもべきはべきなので、非常にこの目線は下げたくなかったので、50%を上げているというふうにご理解いただければと思います。

質問の2つ目は、行政経営審議会の委員長は、おっしゃるとおりで男性です。女性ではありませんでした。今のところ男性です。

それと、若い世代の登用に関しては、今女性観光課長のという事例を出していただきましたけれども、私の考え方としてはこれ男女なしです。なしで、本人の適性と本人の希望で決めています。だから、結果的に今、女性の課長さんは福祉分野にいますけれども、これは本人の希望分野と本人の適性で決めているのであって、性別要件はほぼゼロだと思っています。これは、だから男性、女性も関係なしに配属は考えています。

それと、条例に関してなのですが、これはちょっともう一回持ち帰って検討したいと思います。あくまでも、これは目的と手段です。目的は、男女共同参画を進めることです。条例制定はそのための手段だと思っているので、それが有効な手段であれば、頑張って作成しようかなと思います。ただ、今我が町もその参画プランがちゃんとあって、それに基づいて進めていて、私は進捗していると思っているので、そういう中で条例制定の効果がどのくらいあるかというところをもう一度持ち帰り検討したいなというふうに考えています。

最後に、この区行政のところが大野議員にもご指摘いただきましたけれども、あらゆる分野の中で一番進んでない分野の一つかもしれません。ただ、ここはなかなか行政としては難しいところがあって、やっぱりその住民の皆さんの……住民自治の分野です。住民自治の分野で、それぞれの地区で一番よく回る形で区の人事は選ばれているはずで、区によっては、例えば16区みたいに2つの区で輪番で区長さんが替わるというルールがあったり、それから区長経験者さんが相談役で残る区があったりなかったり、いろん

なやり方があるので、なかなか1点、女性をといるところを町としては、啓発まではするけれども、その先がなかなか難しいなというのが実感です。なかなか特効薬が今のところ、自分でもこれに関しては思いつかないのですけれども、ただもしかすると時間が解決するかもしれないし、世代が代わっていく中で新しい動きが出てくるかもしれないし、そういう動きは、町としてもしっかりサポートはしていきたいなというふうに思っています。取りあえず以上です。

○若林想一郎議長 再々質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 大変ありがとうございます。町長には本当に強くサポートをしていただきたいと思っています。

この問題は、本当に大変な問題なので、私も何度か質問して、徐々に上がっていているという感覚はしていますので、大変ありがたく思っています。

そして、組織の中で女性を上げたりするには、やっぱり底辺を充実しないとなかなか定着しないです。それから、各地区の住民自治の分野でも、もちろんそれ本当にそうなのですから、そこがやっぱり一番かたくななところ。そういうところが底辺で充実してくればいいなと思いますので、その指導というのですか、啓発を町長にはよくお願いしたいと思います。町長の強い意志が必要だし、あと男性の方に女性を引き上げようという気持ちがないと、なかなかこの問題は解決していきませんので、町長の強い意志をこれからも発揮していただきたいと思っています。

それから、女性の課長さんにも女性の職員さんにもお願いしたいのですけれども、本人の適性で、希望で人事をしているというお話でした。私は、女性が、男性でもすけれども、町の全体的な計画をつくる時に、福祉関係の目を持った人が町の計画、まち経営課とかそういうところに行けば、また違ったまちづくりができると思うのです。それは、持続可能な町であったりカラフルな町であったりするのです、ぜひ女性の職員、女性の課長さんが、私は町の政策決定の場に行きたいのだという希望を持てるような指導をお願いしたいのですけれども、どうでしょうか。よろしくをお願いします。

○若林想一郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 職員の仕事に関しましては、全ての職員が希望を持てるように持っていきたいというふうに思っています。決め打ちはしない、先入観では見ない、性別では決めない、全ての人のその可能性を大切にしていきたいなというふうに考えて、そういった運営をしていきたいと思っています。

○若林想一郎議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、環境対策への取組、CO₂排出減やごみ削減についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田勝一振興課長登壇〕

○町田勝一振興課長 質問事項2、要旨明細(1)、(2)、(3)について答弁させていただきます。

議員のお話のように、本年4月施行されたプラスチックに係る資源循環の促進に関する法律では、市町村は、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化、その他国の施策に準じて

プラスチックに係る資源環境の促進等に必要な措置を講じるように努めるとされております。

町ではSDGs関連の4Rの啓発チラシを前年度に作成し、各世帯に配布することができました。このチラシは、再生紙のご質問ですが、再生紙を使用しますと、受注生産になることから、納期に時間がかかり、またコストも2割増となるため、FSC用紙を使用しています。

クリーンセンターの発電施設がSDGsの考えに適応したものかのご質問ですが、SDGsの考え方になっておりますが、SDGsに適応するため造られた施設ではございません。廃棄物焼却の際に出た熱でサーマルリサイクルを行っております。焼却灰等につきましては、彩の国資源循環工場と秩父太平洋セメントにて100%リサイクルを行っております。埋立てにつきましては、ごみ基本計画により、埋立て期限が平成32年3月までの予定でしたが、15年延長いたしまして、令和17年3月までとなっております。その理由といたしまして、当初は、全て埋め立てる計画でしたが、途中から資源となるものはリサイクルに回した結果、激減したからでございます。

プラスチック資源循環促進法で国の基本方針に対し秩父広域市町村圏組合理事会で協議したかのご質問ですが、今のところ協議はしておりませんが、今後協議を進めていきたいとのことでした。

町独自の環境対策への取組につきましては、今後のCO₂を削減するため、住宅環境改善及び空き家活用促進補助金の中で、省エネルギー改修補助金で開口部や壁、天井、床等、断熱性能を高める工事、太陽光発電システムの設置の補助金を交付しております。各地区の子ども会で有価物の回収に対する報奨金も交付しております。

町内事業者に対する排出量への関与につきましては、今のところ行ってはございません。秩父広域市町村圏組合では、年2回、6月、10月に事業系ごみを持ち込んだ事業者に対し、チラシを渡しております。また、年1回搬入調査を行い、資源に回せるものは資源に回し、ごみの削減啓発指導を行っております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 大変ありがとうございました。横瀬町では排出量も少ないし、一生懸命やっておりますのかなというふうに思っています。

それで、広域で検討はまだしていないということなので、これは私は町長にお願いしたいのですけれども、町長も広域の理事者としても古いほうから2番目になりました。ですので、広域の指導的役割というのをかなり強く発揮していただいてもいいのではないかなというふうに思っています。

そんな中で、この環境問題については、本当に難しいことだと思うのですけれども、今世の中が本当に進んでいまして、私は遅れていますけれども、物すごいスピードでごみのリサイクルとかというふうに進んでいますので、うちの秩父の広域でも協議検討は、当然町長のリーダーシップでやっていただいて、いい方向に進んでいただくのがいいかなというふうに思っています。

3月議会のときに町長もごみの発電施設もあるしというふうなことをおっしゃっていましたが、10年前です、10年たちました。それで、あのときもちょっと私は問題がある改修だったかなと思っているのですけれども、10年たって、今後また10年先、20年先を考えたときに、どういうふうな方向がいいのかというのは、今から考えておかないと、10年前に施設を造ったときに、日高のごみは全部太平洋セメント

で処理していると、処理量は変わらないのです。だから、処理量は変わらないのだけれども、施設を造る必要がないわけです。ですから、それを一度造ってしまうと、20年、30年、40年と地域の住民が関わってくることで、町長はぜひ本当に難しい問題だと思いますが、前のほうを向いて、10年後、20年後を考えて、指導的役割を果たしていただきたいと思っておりますので、この取組についてもぜひ広域のほうで話していただきたいということをお聞きしたいのですけれども、それが1点。

それから、今度のスーパーシティプロジェクトでも蓄電器だとか、EVC Rとか小水力とかというふうなことで言われていますけれども、例えばソーラーも、先ほど控室で話したのですけれども、ソーラーを造ることと壊すことと環境に与える負荷というものを私は今まですごく心配していたのですが、大量に出て、それを大量に廃棄するときには、また新しい技術革新があって、無公害でできるようになるという新聞を読んだので、確かにそれも新しい技術の中でそういうふうな方向に進んでいくのかなというふうに思いました。ですから、町でもソーラーは売るのではなくて、ソーラーを自家で使うというふうなことで、安く、売電が安いからもうソーラーを作らないよではなくて、もっと先の考え方で、そのCO₂削減とかということで、各公共施設にはソーラーをつけていくとかという考えないのでしょうかということと、3月議会でも新井鼓次郎議員が食用の廃油の買上料について聞きましたけれども、私たち住民にも協力しやすい体制だから、集めて来てくれるとか、例えば役場のここにいつもリサイクルするものは置いてもいいですよみたいなものがあれば、全員も協力しやすいので、そういうふうな体制はどうでしょうかという、以上3点ちょっとお聞きしたいと思います。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうからお答え申し上げます。まず広域ですが、働きかけたいと思います。これプラスチック新法が4月の1日からで、3月議会のときに新法の後に協議をしたいと思うと申し上げたと思います。まだ、すみません、メンバーが代わったということもあって、今時点では協議はできていないのですが、これは私のほうから問題提起をさせていただいて、プラスチック新法に対してどういう対応していくべきかというところを、理事間で協議する機会は持ちたいというふうに思っています。これが1点目。

2つ目なのですが、やっぱりCO₂を削減するため環境負荷を減らすために、これもやっぱり方法論の問題で、どれがいいのかというのを知識と選択肢を持って判断し、政策決定していくということがすごく大事なというふうに思います。目に見えるところだけでCO₂が削減されているからといって、トータルでどうかというところはまた別の議論だったり、見えないところをあぶり出す必要があったりするのだろうなというふうに思います。

今、ごみに関してはゼロで、サーマルサイクルの設備があります。ごみを高温で燃やして、サーマルサイクルの設備があるという組合せに関しては、10年たった今も秩父地域の環境負荷に私は寄与していると考えていますし、しばらくこの形でいくのが一番環境負荷が少ないだろうなというふうには思っています。

そういう中で、やっぱり4Rでいくと、特にリデュースです。そもそものプラスチックの使用量を減らすということがやっぱり一番個人的には、行政として力の入れどころかなという気もしていて、ここの

部分に啓発だったり、あるいはその新しい仕組みづくりみたいなものも行く行くは考えられたらいいなというふうには思っています。いずれにせよ、我が町にとりまして、これも大切なテーマですので、しっかり取り組んでまいりたいなというふうに思います。

3つ目は、そうですね。やっぱり住民の皆さんに意識を持っていただくということがすごく大事で、それには、多くの皆さんに参加していただいて、いいエコシステムをつくっていくというのですか、というところを意識しながらやっていきたいなというふうに思っています。

○若林想一郎議長 再々質問ありますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

公用車の電気自動車なんかもどうかと思っていたけれども、だんだんとそういう時代になっていくのかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

それから、埼玉県のデータなのですけども、1人1日当たりのごみ排出量は、1市4町では秩父市が県内で5位、長瀨町が38位、小鹿野町が41位、皆野町が52位で横瀬町が55位と一番低い状況でいます。これらが全て低くなれば、広域のごみ焼却量のあれも大分経費も安くなると思っていますので、鋭意努力をしていただきたいと思えます。

以上で質問をおしまいにします。

○若林想一郎議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、新・放課後子ども総合プランについてに対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 質問事項3、要旨明細(1)、(2)を答弁させていただきます。

まず最初に、要旨明細(1)についてでございます。児童館の学童保育室は、小学校の授業終了後に児童をお預かりし、保護者に代わり放課後児童支援員が保育を行い、基本的な生活習慣や年齢の異なる児童との交わりを通じて、児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる遊びの場、生活の場でございます。

次に、小学校の放課後等子ども教室は、授業終了後の子供たちの安心安全な居場所として、小学校内の図書室及び第2音楽室を提供していただき、指導員を配置し、子供たちが遊びや学習を行える場でございます。

ご質問の学童保育室と放課後等子ども教室の違いでございますが、大きな違いとしては、まず利用対象要件、利用時間、利用料金の3点でございます。まず、利用対象要件でございますが、学童保育室は、小学校1年生から6年生までの児童で、かつ保護者が共働きや疾病等により昼間家庭にいない児童が対象となっております。放課後子ども教室でございますが、小学校1年生及び2年生の児童が対象であり、保護者の就労等の要件はございません。

次に、利用時間でございます。学童保育室は、平日が放課後から午後6時30分まで、土曜日及び夏休み等の学校休業日が午前7時30分から午後6時30分までとなっております。放課後等子ども教室は、平日が放課後から午後5時30分まで、夏休み期間は、午前8時から午後6時30分まで、学童保育室より利用時

間の開始と終了時間が1時間短く、また土曜日の利用はございません。

3点目は、保護者の負担金、利用料金でございます。学童保育室は、保育料といたしまして月額5,800円と、保護者会費として月額2,000円の保護者負担がございます。有料でございます。一方、放課後等子ども教室におきましては、利用料金は無料で、活動保険料といたしまして、保護者にご負担することになってございます。

続きまして、要旨明細2、新・放課後子ども総合プランの実現はについて答弁させていただきます。新・放課後子ども総合プランは、全ての児童が放課後等を安全安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が連携の下、計画期間を令和元年度から令和5年度の5年間として、平成30年9月にプランが策定されました。策定の背景といたしまして、女性就業率が上昇し、さらに共働き家庭等の児童数の増加が挙げられます。

放課後児童対策といたしまして、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、教育と福祉分野の連携による放課後児童クラブと放課後子ども教室が一体的、または連携して実施できるよう、計画的に放課後児童クラブと放課後子ども教室の整備を行うことが掲げられております。

横瀬町におきましては、令和2年3月に策定した令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とします第2期横瀬町子ども・子育て支援事業計画におきまして、新・放課後子ども総合プランの推進を位置づけ、学童保育室及び放課後等子ども教室の取組の方向性を定めております。

まず、放課後総合プランの対策、放課後児童の対策といたしまして、町の待機児童の解消についてでございます。学童保育室と放課後等子ども教室の待機児童の解消を図るため、放課後の子供の居場所づくりが必要となり、今年、令和4年4月から、放課後居場所緊急対策事業といたしまして、町の施設Area 898を利用し、「カラフル」を開設、子供たちが利用しております。

次に、学童保育室と放課後等子ども教室の一体的な、または連携による実施についてでございますが、現在は、学童保育室と放課後子ども教室につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、児童館と小学校で実施しております。一体的と同様に、両事業で連携して、児童と一緒に実施する機会を設けております。ここ数年は、新型コロナ禍により交流がなかなか難しくなっておりますが、今後の状況を見ながら、地域住民等の参画を得て、子供たちの体験・交流活動を計画し、実施してまいります。

新・放課後子供総合プランの実現に向け、引き続き関係箇所と連携を図りつつ、子供の安全安心に活動できる居場所体制づくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 大変ありがとうございました。

このプランをもう横瀬町では児童館と小学校というふうに関係が分かれて場所もつくられていますので、なかなか一体的には難しいと思うのですが、これもまた将来的な展望の中には、頭に入れていただいて、この行政を進めていただきたいと思います。

それで、聞きたいことがあるのですが、小学校の放課後子ども教室運営要綱の入室基準というのがあるのですが、小学校の放課後の場合には、保護者の就業は関係ないというふうなうたわわてい

るのですけれども、全ての開室日に通室が可能な児童というふうなことが書いてあるのです。運営要綱の入室基準に、6条の1なのですけれども、小学校の放課後子ども教室運営要綱の入室基準で、第6条の1、全ての開室日に通学が可能な児童と書いてあるのですが、それがどんな状況なのかなということが1点と、これは後でもいいです、もしだったらば。あと、保護者が急に病院に行ったり用事ができて、小学校の子供を今日はちょっと5時ぐらいまで、4時半か、ぐらいまでお願いしたいのですけれどもというふうな状況があったときに、どちらで対応ができる状況になっていますかということをちょっと教えていただければと思います。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 ただいまのご質問に対してご答弁させていただきます。

入室基準の第6条の全ての開室日に通室が可能である児童というのは、解釈の仕方といたしましては、開室日というのは学校の授業がある日というふうに理解をしております。したがって、学校の授業の後の放課後お預かりをするという意味で、こういう表現になっているかと理解しております。

それから、基本的には、学童等放課後子どものほうで終了時間というのが、学童のほうは6時半まで、放課後子どもは5時半までという形になっておりますが、放課後子どもにつきましては、基本的に、終了時間までにもし間に合わなければ、指導員のほうがそれは対応するようにはしておりますが、今のところ私のほうの中では、5時半までの終了時間までの間に、おおむねもう5時ぐらいには全ての方が迎えに来てまして、5時半まで残っているということがここ数年の中ではないというふうに聞いております。

以上答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再々質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 突然の質問でありありがとうございました。

それで、放課後子ども教室に行っている子供ではなくて、普通に自宅に帰る子供で、秩父なんかの場合には、大概親戚の方がそばにいると思うので、そういうこともないと思うのですが、うちの子供のところでは、もう本当に周りに親戚がいないというような状況で、母親がちょっとその通院したりしてという、その臨時的に、随時的に子供を放課後子ども教室みたいな、ステップクラスとかというのがあるのですけれども、そこに預けることができるのだそうです。臨時的に、ずっとではなくて。今日は、私がこれこれこういう理由なので、ちょっと帰りの時間を4時半ぐらいまで見ていてくださいというのがあるのだそうですが、そういうときに、そういう対応というのは町のほうではできているのでしょうかということです。お願いします。

○若林想一郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 それでは、ただいまの再々質問について答弁させていただきます。

現在のところ放課後子ども教室では、緊急な場合ということではちょっと対応できておりません。1

つは、保険の問題もありまして、保険を掛けなければ入れないというようなこともありますし、あるいは現在、定員を超えて入っておる状況もありまして、そんなこともありまして、そういった緊急な面での対応というのは、実はできていないというところがあるかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 以上で8番、大野伸恵議員の一般質問を終了いたします。

○若林想一郎議長 次に、4番、宮原みさ子議員の一般質問を許可いたします。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 4番、公明党の宮原みさ子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。今回は、大きく分けて2点の質問をさせていただきます。

1点目は、横瀬小学校図書室について伺います。学校図書室は、児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や豊かな情操を養う上で極めて重要な役割を担ってきました。さらに、2020年から言語力の育成をうたった新しい学習指導要領がスタートしたことにより、学校図書館の役割は、これまで以上に増してきています。

しかし、文部科学省が公表した令和2年度学校図書館の現状に関する調査の結果によると、学校図書館は、人的、物的両面にわたり、整備において少なからず課題を抱えていることが明らかになりました。例えば人的な面では、11学級以下の小中学校のうち、司書教諭の発令を実施している学校が3割程度と極めて低い状態であることや、また学校図書館担当職員不在の小中学校が半数以上に達するなどの問題があります。

一方、物的な面では、小中学校等における図書整備の目標である学校図書館図書標準を達成した小中学校の割合が、令和元年度末現在で7割程度にとどまっています。これまでも学校図書館は、その本来の役割の大きさ、重要性にもかかわらず、人的、物的な面での整備が行き届いていないため、必ずしも十分な活用がされていないことが度々指摘をされてきました。児童生徒の読書活動を推進し、言語力の育成を図っていくためには、児童生徒が積極的に活用したくなるような学校図書へと整備する取組が求められています。

学校図書館の図書整備の財源については、新学校図書館図書整備5か年計画により、地方自治体に対し、平成19年度から平成23年度までの5か年で約1,000億円規模の財政措置を行っていますが、実際にはあまり活用されていません。当町においてもこの文科省の財政支援措置も活用しながら、学校図書室の機能をより充実させるべく、人的、物的整備の推進をすべきであると思えます。

そこで、3点質問いたします。①、現在の図書室の利用状況と今後の取り組むべき課題は何か。

②、図書室の移転時期と図書の移動はどのように行うのか。

③、移転することで、新規に取り組む施策はあるのか。お伺いいたします。

2点目は、がん予防対策とがん患者支援についてお伺いします。最初に、がん検診の受診率向上について

てお伺いします。コロナ禍では、医療機関に足を運ぶ人が減少し、健康診断の受診を控える人も増えている状況です。全国の20歳から79歳の男女1万5,000人を対象に行った民間企業調査では、緊急事態宣言発令後では、健康診断、がん検診も5割を超える方が受診を控えていたと回答しています。少しずつ時間の経過とともに受診を控える人の割合は減っているものの、4人に1人はまだ受診を控えたいとの回答でした。

2018年に閣議決定したがん対策基本法では、生涯のうちおよそ2人に1人ががんに罹患すると推計されています。健康に気をつけていくことでも重大な問題であります。国のがん対策の全体目標として、がん予防、がん医療の充実、がんとの共生の3つの柱が掲げられています。死亡原因の第1位のがんに対しても、検診率は減少傾向にあり、厳しい状況になっています。医療技術の進歩によって、がん治療を受けることで生存率は高くなっていますが、早期発見することでさらに高くなります。そのため、受診率向上は極めて重要になると思います。横瀬町において、コロナ禍においてのがん検診の受診率はどれくらいなのか、また受診率向上の取組についてお伺いします。

次に、がん患者のアピアランスケア（外見のケア）についてお伺いします。アピアランスケアとは、抗がん剤治療等の副作用による外見、脱毛、爪、皮膚等の変化、人工乳房、指の欠損を補うものなど、外見の変化に対応する患者のストレスを軽減するためのケアのことですが、近年は、仕事をもちながら通院治療をしている方が多く、副作用による外見の変化が社会の中で継続して活躍していくために、マイナス要因とならないよう、行政からの支援が求められています。

がん治療は、患者にとっては非常に孤独な闘いです。ウィッグ購入等のための助成は、金額的にはあくまでも費用の一部かもしれませんが、当事者にとっては、治療に立ち向かうための力強いエールとなると考えます。

近隣の美里町では、当初からこの助成制度を実施しています。横瀬町でも医療用ウィッグ、人工乳房補整下着等の購入費助成金制度の導入の実施のお考えはあるか、お伺いします。

以上、壇上からの質問を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 ただいま4番、宮原みさ子議員の一般質問中でございますが、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

○若林想一郎議長 再開します。

◇

◎答弁の訂正

○若林想一郎議長 ここで、8番、大野伸恵議員の質問に対する答弁に訂正がございましたので、許可をい

たします。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 8番、大野議員の質問3、要旨明細（1）の答弁の中に誤りがございましたので、訂正させていただきます。

訂正箇所につきましては、利用時間の中で、放課後等子ども教室の夏休みの期間における利用時間が間違っておりましたので、訂正いたします。

次のようになります。放課後子ども等教室の夏休み期間の利用時間は、午前8時から午後5時30分までとなっております。このように訂正をさせていただきます。

○若林想一郎議長 振興課長。

〔町田勝一振興課長登壇〕

○町田勝一振興課長 先ほどの大野議員の一般質問の答弁において、4Rのチラシの紙についてですが、FSC認証を受けた用紙を使用していると答弁いたしました。実際には、FSC認証を受けていない用紙を使用しておりましたので、訂正させていただきます。

以上です。

○若林想一郎議長 ただいま4番、宮原みさ子議員の一般質問中でございます。

質問1、横瀬小学校図書室についてに対する答弁を求めます。

教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 それでは、私のほうから、質問事項1、要旨明細（1）について答弁させていただきます。

横瀬小学校の図書室の利用ということですが、横瀬小学校では、利用について2つの方法を定めています。1つは、通常日課の中で、昼休みに借りたい児童が本を借りに行き、それを5、6年生の図書委員会の児童が見守ってくれて利用するというものです。もう一つは、これ以外の時間帯は、先生方の指導の下で借りることができるというものです。図書室の利用について確認したところ、1週間に1度以上図書室を利用している児童は、全校の約8割になっています。

次に、今後の課題です。学校で定めている借り方・返し方の決まりが、コロナ禍による感染対策が主な理由ですが、守れなくなっていることがあります。そのための課題として、1点目は、昼休みの図書の返却確認をすることなどが挙げられます。また、2点目は、決まりの中には、本は元あった場所に返すということになっておりますけれども、これができないことへの対応です。現状では、図書室内に返却場所を1か所設けて、スクールサポートスタッフの方が本の表紙部分の消毒等の処理をした後戻しているということになっております。

3点目ですが、借り方・返し方の決まりにある読書記録カードへの記入について、紙ベースのみでなく、

可能な限り児童にとっても管理する側にとっても負担も少なく、経費も少ないというふうな方法について研究をしていきたいということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 私からは要旨明細（２）、（３）について答弁をさせていただきます。

図書室の移転時期と図書の移動はどのように行うのかというご質問でございますけれども、第１校舎の図書室の工事でございますけれども、今予定をしておりますのは、令和５年の６月から１２月ごろを予定しております。その後、年が明けて令和６年の１月から２月において、特別棟、図書室等になりますが、取壊しの予定となっておりますので、以下の予定から考えますと、移転の時期は、令和５年の１２月、年末頃を予定する形になっております。

図書の移動につきましては、学校と協議をいたしまして、学校図書館として今後運用していくということでございますので、整理や事業で運用しやすいように、教員全員にて対応をするということでございます。

続きまして、移転することで新規に取り組む施策はあるのかということでご質問でございますけれども、ご質問の中にあるように、システム導入であったりとか専任の学校司書の人件費等を考慮いたしますと、非常に費用対効果に疑問を感じるため、現在、学校のほうで整備をしておりますG I G AスクールICTにおきまして、クロームブック等が各個人に配布をされている中で、ペーパーレスによる図書の借り方・返し方、そういったルールづくりであるとか図書の管理、また指導等、先ほど言ったようにお互いに負担のないような形で、システムづくりを模索をしてみたいと考えております。

また、新しい図書室、会議室につきましては、概要といたしまして、床面積167平米、弱電設備の改修、本棚につきましては低い本棚、高い本棚、独立の本棚、壁づくりの本棚等、生徒たちの学年と体、そういった様々なものを考慮した中で計画をしております。

また、概要的に冷暖房設備、LED照明、断熱材やサッシの新設と、木製の椅子とテーブル等、また本を保護するための遮光カーテン等などで構成されております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

４番、宮原みさ子議員。

○４番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございました。

管理の仕方についても今教育長から詳しくお話を聞いて、管理はやっているのかなとは思いましたがけれども、私、今、図書ボランティアでお手伝いしておりますけれども、長年携わっているボランティアの方から、学校の今現在の利用方法、生徒が読みたい本があると自由に借りて返すというようになっていると聞いておりました。貸出しの記録をつけていないということを知っておりましたので、管理をすることができないのではないかと思います。

ただ、このボランティアの方から、年間にかんりの本が返されていないという話も聞きましたので、図書はやっぱり町の財産でもありますし、１冊でも紛失はあってはならないと思います。それだけでなく、

何のルールもなく貸し出してしまふことは、子供たちが勝手に人のものを持ち出してしまふような大人になってしまうことも考えられます。

読みたい本を自由に読むことは大変いいことですが、借りたら期間内に返すというマナーを守っていくことを教えることも大事ではないかと思ひます。

今後、新しく図書移動はありますけれども、学校図書館の本の管理システムを、先ほども言われたように変えていくということを再度またどのように取り組んでいくのか、横瀬町図書館がそういうシステムを導入しておりますけれども、かなりの費用がかかるということなのではありますけれども、やはり今後、長い目で見たら、本当にそういうシステムも大事ではないかと思ひますので、そのことはどのように考えているのかお聞きします。

それと、新しく図書館ということになりますと、やっぱり子供たちが自由に本を貸し借り、何を読んだらいいのか、そしてまたどのようなものを読んだらいいのかをちゃんと聞ける人がいる、図書司書という者を置いていけるかどうかもお聞きします。図書司書は、横瀬町では難しいとのことですが、図書室の利用をさらに充実し、豊かな教育活動を保障する上でも、専任の図書司書の必要性は大きいと思ひます。司書教諭は、学校担任と兼務であることから、多く図書室運営等に十分携われない実態があります。さらに、文科省では、学校図書室の運営は、司書教諭と学校司書が共同して行う、そして司書教諭の役割は、学校図書室を活用した教育活動の企画、学校司書の役割は日常の運営管理、教育活動の支援等として、その両者が共同で図書室の運営の改善及び向上が図られるとしております。さらに、読書好きの増加にも期待できると文科省も言っております。今回、図書室の移転に際し、子供たちがさらに利用しやすい環境をつくるためにも、学校司書の配置を考えているか。財源が必要でありますけれども、やっぱり将来の子供たちが健やかに育つためには、こういうところも必要ではないかと思ひますので、再度お考えがあるかをお聞きしたいと思います。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 それでは、ただいまの再質問について答弁させていただきます。

まず、前提としまして、学校職員の特に図書に関わる中での職員の役割ということを少し説明させていただきます。先ほど来もお話のあります司書教諭が横瀬小学校には11学級配置されております。ただ、実際に貸し借りだとか管理とかということに対応するのは、図書主任という役割の者になります。横瀬小学校の場合には、この司書教諭と図書主任は別の教諭が関わっておりますので、貸し借りには主に図書主任が携わり、そしてその図書主任が図書委員会の児童と貸出し業務を行うというのが全体での貸し借り、先ほど申し上げた決まりの1つ目に関わってくる委員ということになります。

ということでありますので、自由ということでは決してありません。ただし、守られなくなっていたことはあったというのは事実だというふうに思っております。こんな点からは、再度やはりその図書館の利用の仕方ということについて、もう一度遵守していくということで、学校にも指導してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、先ほど来、本がなくなっているというような話がありましたが、横瀬小学校では、例えば町

の図書館からも年に4回ほど、1回に100冊ぐらいでしょうか、100冊の本をお借りしております。そうした中で、確かにこの3年間の中で、13冊の本が不明になっているということがあったようです。これらについても、また図書カードの工夫等々によって、どの本を借りたということがもう少し分かりやすくなる、あるいはこの本がないのだというふうなことを何らかの方法で知らせていくということで、対応できる部分があるかなというふうに考えているところでございます。

そして、図書司書というふうなお話の配置が横瀬町でできるかというふうなお話をいただきました。この図書司書というふうなこと、これはいわゆる市町村費に当たる職員を特別に配置するというふうなことになるのかと思いますけれども、現在の横瀬小学校での利用頻度ですとかということを考えてときには、無理があるかなというふうに思っています。例えばある市町では、学級支援員ですとか特別支援学級の支援員、こういった児童への直接的な指導に携わっていただく人数を、そこを減らして、そして図書のほうに回しているというふうなことは聞いております。ただ、児童の直接的なやはり指導というのは、いろいろな面から考えたときには、ぜひそこはまず一番に充実したいというふうに考えておりますので、この点については、現在ではそこを対応していくという考えは持っておりません。

その点を少しでも補完できる、そしてできる限り少ない経費でもって、管理する側も、それから児童にとっても負担が少ないと思われるICTを使ったシステムが少しでも役に立てばというふうなことで、今後検討してまいりたいというふうな考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再々質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。

本当に子供たちのための図書室でありますので、今後も本当に生徒が読みたい、行ってみたい、そういう図書館にぜひなってもらいたいと思いますし、先ほどの図書司書さんの件に関しましても、ボランティアでやるということは難しいというのは、私もボランティアやっています、本のことに精通しているかといったらそうではありませんので、やっぱり専門の方が必要になってくるとは思いますけれども、週に何回かでも、やはりそういう本の専門知識のある方を、学校以外の方で図書司書さんという形でなくてもできないものかと思えます。財源ということになりますけれども、ここでやっぱり町長にぜひお聞きしたいのは、やっぱり未来を担う子供たちのために、いよいよ今回新しい図書館に生まれ変わるということで、前向きな姿勢を持って、何としても何かできるかなというのを町長どのようにお考えをしているのか、お聞きしたいと思います。

○若林想一郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

まず、今日の議員の問題提起の根幹の部分の本に親しむことについてというテーマは、大変共感をしています。それだけ子供たちについてはその成長過程において、楽しみながら文章を読む力、書く力、考える力、想像する力を育める読書は本当に有効な手段で、これだけいろんなメディアが後発的に出てきて、

いろんなものが目から耳から情報が入る中で、やっぱり読書は、私は変わらずその人生を豊かにするものだというふうに自分は認識をしています。

町ということで考えますと、今回の小学校の図書館が装い新たになるという点で、もちろん読書に親しむ場の充実は、教育委員会と協力して図っていききたいなと思いますのと、それからまちづくりという観点でも、例えばその全国の幾つかの市町を私もたくさん見てきたつもりなのですが、図書館をまちづくりのキーコンテンツみたいな位置づけにして、まちづくりの中心に据えているまちづくりって結構幾つかの自治体で見えてきて、これはこれで大変魅力的だなというふうに捉えていました。なので、小学校の図書館、中学校、それから町の町民会館の図書館もまだまだ伸び代があるかなというふうに思っています、まちづくりという中での読書をどう位置づけるか、図書館という場を位置づけるかというのは、ちょっと意識してこれからも考えていきたいなというふうに思っていますので、読書する、本に親しむ場の充実は、しっかり受け止めて考えていきたいなと、進めていきたいなというふうに思っています。

○若林想一郎議長 以上で質問1を終了いたします。

次に質問2、がん対策とがん患者支援についてに対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 質問事項2、がん対策とがん患者支援について。要旨明細1、2について答弁させていただきます。

最初に、要旨明細(1)についてでございます。がん検診は、健康増進法及び国の実施基準であるがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づきまして市町村が実施するもので、がんを早期に発見し、適切な治療を行うことでがんによる死亡を減少させることを目的としております。

町は、大腸がん、肺がん、胃がん、子宮頸がん、乳がんと前立腺がんの6種類の検診を集団検診と個別検診の方法により毎年実施しております。

ご質問のコロナ禍におけるがん検診の受診率でございますが、検診ごとの令和2年度の受診率を申し上げます。大腸がん11.5%、肺がん13.5%、胃がん5.1%、子宮頸がん5.5%、乳がん6.2%、前立腺がん9.9%でございます。令和2年度は、新型コロナウイルス感染の蔓延の影響で受診者が減少いたしました。令和2年度からコロナ感染予防の対策を行い、令和3年度にはその成果として、全体の受診率が増加しております。

次に、受診率を向上するための取組についてでございます。取組につきましては、検診を受診しやすい環境をつくること、そして生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発と、受診する動機を高めるための働きかけを行っております。具体的には、胃がん、乳がん、子宮頸がんの3つの検診の集団と個別検診を両方受けられるように選択制を持っております。それと同時に、個別検診は通年受診にすることにより、受診しやすい機会を増やしております。

また、がん検診を申し込まれた方のうち未受診の方に対しては、検診の必要性などの受診勧奨に関する通知をお送りし、検診への普及啓発を行い、またわくわくポイント事業による受診者への動機づけを実施し、健康意識を高めることでがん検診への受診を促しております。引き続き、感染予防対策を取りながら、受診率を向上するための取組を進めてまいります。

続きまして、要旨明細2について答弁させていただきます。アピアランスケアとは、がん治療の過程で生じた外見の変化に対するケアのことで、治療をしながら日常生活を送る上で欠かせないケアであります。がん治療に伴い外見に現れる副作用症状も多様化しており、また外見の変化によりがん患者の方が苦痛や心理的負担を抱えることが少なくありません。がん患者の方が前向きな気持ちで過ごし、治療中も自分らしく生き、治療を前向きに受けたりできるようサポートする必要があると感じております。

横瀬町におきましては、がん患者の方に対する医療用ウィッグ等の購入費助成制度はございません。また、これまでに住民の方からの相談はなく、現在、助成制度の導入を具体的に検討している状況にはございませんが、今後相談があった際には、個々の状況に沿い、がん患者の方とその家族に寄り添った対応を検討したいと考えております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 分かりやすいご説明ありがとうございました。

横瀬町といたしましても、がんの検診の受診率アップのために様々な工夫を凝らしているということが分かりました。ただ、やはりパーセント的には、全体的にはかなり低いのだなというも感じております。それで、がん受診率のアップにつながればと思ひまして、今回、特定健診とともにがん検診を同時に実施している寄居町の健康福祉課のほうへお伺いいたしまして、どのような状況でこの特定健診とがん検診を同時に実施したのかをお聞きいたしました。寄居町は、平成22年から行ってございまして、それまでは特定健診は30から40%という状況でございました。ただ、がん検診にいくと、やっぱり横瀬町と同じように10%前後とか20%にいかない、そういう状況でありまして、このがん検診と特定健診を同時に実施をいたしましたところ、ここ10年で受診率がアップしたというお話を聞いてまいりました。これは、デメリットということではなかったと言われましたので、ぜひ横瀬町としてもこのような同時実施をできるかどうかをお聞きしたいと思います。

続いて、アピアランスケアについてですけれども、ご相談がなかったということではあります。私のお友達でやはり何人か医療用ウィッグをつけていらっしゃる方がいまして、本当につけたことで社会進出も自信を持っていけるということになりました。本当に外見の変化がいかにこのがん患者さんのプラス思考にいけるのかをすごく感じております。

埼玉県の中で医療用ウィッグに関しては、2市1町がこの医療用ウィッグの助成をされております。近場で言いますと、美里町が2020年から医療用ウィッグの購入に際しての助成をしております。美里町は上限3万円というかなりすばらしい助成をしております。あとは、川口市と行田市なのですけれども、これが1万円ずつということで、本当に外見となると、やはりウィッグというのは一番必要なのかなと思ひまして、横瀬町としても、ほかのものも助成を行っていただければと思ひますけれども、この医療用ウィッグに関して、さらに導入をしていただけるか、ご検討していただけるかをお聞きしたいと思います。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 宮原議員の再質問でございますが、1つ目は、特定健診とがん検診の同時実施でございます。現在、横瀬町では、大腸がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診の3つのがん検診とともに、特定健診を同日に開催して、受診される方の利便性を図っております。ほかの3検診等、全部のがん検診を同日にということ考えた場合に、がん検診なので検診車のバスが参ります。その関係で駐車の問題、検診車を全部置くというところと、あと電源の問題ですとか、あと考えられるのが受診者の方の、例えば胃がん検診ですと、朝からご飯を食べずに来なくてはならない、全部終わるまで食べることができないとか、いろんな問題がございますので、今大腸がん、肺がん、前立腺がんの検診を特定健診としているというところで、受診率が上がるようさらに進めていきたいと思っております。これは、今後の課題になるかなと思っております。

2番目の問題なのですけれども、この近隣では美里町さんのほうがウイッグのほうの助成の制度を入れているところということでございます。また、ほかに埼玉県の中でも先ほど議員がおっしゃられたように、2市1町ということで、埼玉県では川口市、行田市さん、あと美里町という3市町が今のところ導入している状況でございます。

これにつきましても相談はないのですけれども、がん患者さんとして治療を頑張っていっていらっしゃる方もいると思っておりますので、そういう外見とこのケアを進めていけたらいいなと思っております。今後の検討とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再々質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ぜひ前向きに検討していただければと思います。横瀬町は本当に誰も取り残さないまちづくりをしておりますので、本当にこういう人たちを支援できる体制をつくっていただければと思います。最後に、町長はこのような助成に対して、ほかのものも助成をいただいていることが多々ありますけれども、これは本当に前向きに生きていく人のためには必要ではないかと思っておりますので、町長のご意見をお聞かせいただければと思います。

○若林想一郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 今日の議員のお話を聞いて、やはり改めてこのアピアランスケアの重要性というのは認識をしました。とりわけこのところ、がんの治療は割と長期戦になることが多くて、その間いろんな患者の方が苦しみを抱えながら治療に当たるという中で、やっぱり行政としてできることはないかなということとは考えたいなというふうに思いました。

ということで、医療用ウイッグはじめ、これに関する助成、町としてできることがないかどうか、今のところ要望がなかったということではあるのですが、それすなわちニーズがないということではないと思うのです。なので、このところは町としても何かできることはないか、前向きに検討させていただきたいというふうに思っています。

○若林想一郎議長 以上で4番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

○若林想一郎議長 次に、1番、向井芳文議員の一般質問を許可いたします。

1番、向井芳文議員。

〔1番 向井芳文議員登壇〕

○1番 向井芳文議員 皆様、こんにちは。1番、向井芳文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。質問は大枠で2つでございます。

それでは、質問に移らせていただきます。1つ目の質問は、町民の意見収集とその反映についてでございます。町民の意見がどれだけ反映されるかは、まちづくりにとっての大変重要な指標ですが、そのためにはまずより多くの意見を収集することが必要となります。

そこで、町民の意見収集窓口の一つであり、これまで何度も質問をさせていただいております「23区担当窓口」の現状と課題、今後の展望を教えてください。

また、町民の意見収集窓口として大変期待されますなんでも相談室が設置されて約2か月経過いたしました。現時点での状況と今後の展望を教えてくださいと通告させていただいておりましたが、こちらは先ほどの黒澤議員の一般質問におきまして、納得のいくご回答等大変すばらしい成果が出ていることも教えていただきましたので、こちらに関しましては、追加の事項が答弁の中でなければ、重なる部分は省いていただいて、お願いいたします。

最後に、意見を収集する上で大変重要となりますファシリテーター育成と活用についての現状と課題、今後の展望を教えてください。

次に、2つ目の質問ですが、コミュニティスクールについてです。この制度は、当町におきましては令和2年4月より導入されておりますが、現状と課題、今後の展望を教えてください。

質問は以上です。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○若林想一郎議長 質問1、町民の意見収集とその反映に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔小泉照雄総務課長登壇〕

○小泉照雄総務課長 質問事項1、(1)について答弁いたします。

初めに、23区担当の現状についてですが、町内7地区ごとに2名の職員を選任し、地区内の情報収集、区長要請による各区の会議、行事等への参加、各区との連絡調整、毎月の広報配布を行っております。令和3年度の活動実績ですが、毎月の広報配布件数を除いて全体で33件です。内訳は、相談要望等20件、会議行事等への参加13件となっております。相談要望等20件につきましては、回覧部数の変更、町道周辺の草刈りの要望、回覧板回収の相談、カーブミラー・防犯灯の設置、移設等の要望、相談など多岐にわたりますが、20件の相談要望は全て解決しております。

令和元年度は全体で73件でありました。令和2年度は53件、令和3年度は33件と、新型コロナウイルスの影響から各区のお祭りや事業等が中止となり、全体件数が減少している状況でございます。

次に、課題と展望についてですが、この制度の目的として、行政事務経験の浅い若手職員の人材育成としての研修目的と、各区と町の橋渡しの役割の中で、様々な地域の情報を収集し、行政サービスの向上に

資することを目的としております。

課題の一つとして、23区担当職員の配置についてです。現在入庁2年目以降の職員が任期2年で担当となっております。再任できることとなっておりますが、職員負担の観点から最長4年で交代しているのが現状です。近年の若手職員の在職人数から、今後、職員配置をどのようにしていくかが課題です。今後は、中堅職員と若手職員の組合せについても検討しながら、制度の充実を図っていきたいと考えております。

課題の2つ目として、地域の情報収集についてです。新型コロナウイルスの影響により、各区の行事等が中止となる中で、区長さんをはじめとする住民の方々とのコミュニケーションを取ることが難しい状況でありました。感染者が緩やかに減少しており、徐々にではありますが、社会活動が戻りつつある中で、今後、各区の事業等も再開されるかと思えます。各区の行事等に参加しながら、コミュニケーションを密にし、信頼関係を築きながら、各区と連携し、住民の方が困っていること、求めていることなど、行政の目が届かない情報を収集していきたいと考えております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 町民課長。

〔平沼宏一町民課長登壇〕

○平沼宏一町民課長 それでは、要旨明細（2）について答弁させていただきます。

現時点での状況は、先ほど説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

今後の展望につきましては、まず町民の皆さんになんでも相談室を知っていただくため、まずは広報活動を行っていきたいと思っております。「広報よこぜ」6月号では、「ようこそなんでも相談室へ」というコラムを掲載し、隔月で連載することを始めました。あわせて、町のホームページのなんでも相談室のページをリニューアルしました。町民の方がいつでも相談できるように、トップページのボタンから相談室のページに移動して、相談室の概要、Eメールの入力フォーム、国等の相談窓口のリンクなど、利用者にとってシンプルで分かりやすい相談ページとなるように心がけてリニューアルしました。

今後、多様で重層的、かつ複合的な行政課題に対応するため、役場内のプロジェクトチーム等相談体制を充実していきたいと考えております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、質問事項1、要旨明細（3）について答弁をさせていただきます。

まず、現状といたしましては、コロナ禍の影響を受けて対面式の会議などの自粛によって、集まる場が少なくなっている状況ではありましたが、そういった状況の中で、町民の方々を対象としたものとしては、令和2年10月から計3回、まち経営課が担当して、地域資源活用・新商品開発話合いの会を開催しております。この話合いの会は、商品開発施設兼販売所、いわゆるキッチンE N g a W Aの設置に当たりまして、その方向性などについて、農業や食、まちづくりに関心のある方々が毎回15名程度参加をいただきました。

この会では、まち経営課職員がファシリテーターを担いつつ、会議を進行し、意見交換などを行ったというものでございました。そのほかには地域や団体等でのファシリテーションを活用した場合は、現時点では把握はできておりません。

今後の予定といたしましては、よこらば採択ナンバー113、「哲学する町」発進プロジェクトにおきまして、仮称ではございますが、哲学カフェ898を応募者が開設し、楽しく哲学対話ができる場づくりを進めるため、哲学対話のファシリテーターを育成していただく予定となっております。

また今年度、令和4年度に予算化させていただいておりますが、芦ヶ久保駅前旧売店をリノベーションするということに当たりまして、芦ヶ久保駅前周辺の魅力向上意見交換会をまち経営課を担当として開催する予定となっております。この会につきましてもファシリテーションを活用して、参加していただく方々からいろいろな意見等をいただけるようにしていきたいというふうに考えております。

これらのように、コロナ禍での取組はまだまだ難しいところではございますが、今後におきましてもファシリテーションの活用やファシリテーターの育成、活用といったことに関しましては、大変重要であるという認識の下、まずは引き続いて町民の方々を対象として町主催の会議などでの実践を積み重ねていながら、いろいろな場面において町民の方々にお伝えしていくよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございます。

順番に（1）から再質問をしていきたいと思うのですが、まず（1）に関する再質問が7点ございます。まず、1点目が担当者同士の横の連携ということで、こちらは平成27年7月、平成30年3月、令和元年9月の各定例会で私一般質問させていただいた際に、そのようなことも行っていくということで課長答弁ございました。これが令和2年12月の一般質問では答弁にはなかったのですが、この辺り、担当者同士の横の連携、情報共有等というのはされているかどうか、どのようにされているかどうかというのがまず1点。

2点目が各区長を交えた意見交換会の開催というのが、これ平成28年度3月定例会のときに、当時の柳課長の答弁でございました。こちらに関しましては、各区長交えて、今このコロナ禍ですので、ここ2年間とかというのは難しかったと思うのですが、この時点では、まだ平成28年にいただいている答弁でございまして、コロナが令和2年あたりからひどくなったと考えますと、そこにも期間があったという中で、この各区長を交えて意見交換会というものの開催に関しては、どのように行っているか。また、これからはどのように考えているかということが2点目です。

3点目が令和元年10月にアンケートを実施していると思うのです。令和2年の12月定例会で答弁でございました。返答が14件あったということでございます。これ23区あって、アンケートを取って、一般にばらまくアンケートとは違って、直接取っているアンケートなので、23人の区長がいて14件しか返ってこないって、ちょっと少ないのかなと思ったのですが、この辺りをどう捉えていらっしゃるかということ。また、そのアンケートの内容に、おおむねいい回答なのですが、その中に、要望・意見を伝えているが、回答が遅い、せめて進捗状況を報告してほしいというような意見もあったと聞いております。この辺りを踏まえて、このアンケートはどのように総括をして、その後につなげているかというのが3点目でございます。

4点目が先ほども答弁でございましたが、若手職員とベテランの組合せでの配置ということでございますが、こちらは令和2年の12月の定例会のときにも答弁としていただいております。その当時から検討はされていると思うのですが、これから検討していくということではあるのですが、現段階で検討されているのかどうか、先ほどの回答ではこれからということなので、どのように考えていかれるかということが4点目でございます。

また、5点目が職員の負担感についてなのですが、こちらも令和元年9月の定例会の答弁にて、定期面談時に聞いているというような回答だったのですが、面談でその担当職員がどういうふうに負担を感じているか、休日出勤になってしまったときは、平日に休みを取るとかいうことにはなっているようでございましたが、なかなかプラスアルファというところでの負担感、すばらしい事業なので、これはもう充実させていただきたいのですが、職員の負担感になってしまうと、いろいろ別の業務にも支障になってきますし、区とのやり取りがうまくいなくなってしまうので、その辺りというのに関しての現状、聞き取りをしての現状だったりとか、またやりがいにつなげるための施策が必要だとかご答弁いただいているのですが、そのやりがいにつなげるための施策というのはどのようなことをされているか、考えていらっしゃるかどうかということです。

次に、6点目、これまでに平成29年82件、平成30年79件と令和元年73件、先ほどもありましたけれども、その後が53件、33件、これはコロナ禍ですので読めないことだと思うのですが、要望等は全て解決したというふうにご回答いただいております。これ見方によっては本当すばらしいことで、要望が解決したということではあるのですが、内容が、恐らく解決するということは、カーブミラーの件だったりとか道路の件だったりとか、そういったことなのかなと思います。もっと踏み込んだ相談というのはないのか、区の今後についてとか、もう少し踏み込んだ内容というものがあつたら、私としては、それがより発展的につながるのかな、職員の負担にはなってしまいますけれども、思うのですが、その辺りの踏み込んだ、ちょっと具体的にという、先ほどの今後の区の編成、先ほど女性の区の役員さん登用とかもありましたが、そういったことも含めて、今後の区の運営についての相談等というそんなような踏み込んだものとかというのはなかったんでしょうかというのが6点目でございます。

また、7点目なのですが、今回ご答弁いただいたのはまち経営課長でございまして、私の目指しているところは、やはり町民のファシリテーションに関してです。ごめんなさい。失礼いたしました。これファシリテーション、後に回します。ここは6点です。失礼いたしました。

次に、なんでも相談数に関しましては、先ほどの答弁と今回の答弁、すばらしい内容で頑張っていたので、今後も引き続き充実していただけて、やはり町民にとっての一つの安心の材料になっていますので、よりアピールをして、拡大をしていただけて、そこに負担が生まれるときはぜひ増員等も含め対応していただければと思います。こちらは要望になります。

すみません。ファシリテーターのほうに行きます。まず、1つ目なのですが、令和元年度の研修というのがあったと思うのですが、これは総務課主催で職員向けにやった研修だと思います。10月あたりにやったのかな、ちょっと日にちまでは確認していませんが、そちらの研修というのはどのようなもので、その後のこの庁内研修、庁内というのはこの役場庁舎内での職員研修というのはどのような状況かというのが1点目でございます。

また次に、小中学生対象の取組というのは、過去の私の……ファシリテーターの質問は、平成28年12月議会に初させていただきまして、そこから何度かしつこいように、各いろんなときに盛り込んでいるのですが、小中学生もファシリテーションというか、人間関係づくりという意味では、こういう技術というのにも必要ですし、やっぱり生きていく力、生きる力というのを考えたときにすごい大事であると思う中で、そのような直接的な小中向けにはやっていないと思うのですが、それを意識して、いろいろな各授業だったりとか何かのときに入れていっていただいていると、学校教育の中で人権感覚の育成プログラムというのを近年小学校、中学校でも使っていると、これ令和元年の9月の定例会の教育長答弁なのですが、「その中では、進行役として、最初、当然、教師がいわゆるファシリテーターとなって進めていくということが行われているが、その技法を子供たちの相互の活動の中に、グルーピングの活動の中に生かして推進役として進めていくという中で、相手の気持ちをおもんぱかったり、それからそれぞれの方向、一つの必ず方向を示すというわけではないですけれども、全体の方向性を示したりするような場で生かしていけるのではないかというふうには思っています。そういう意味の学校の中での生かし方というのはあろうかなと思っています」と答えられているのですが、この辺り、学校教育において取り入れている部分が現在の状況でもしあれば、教えていただければ、こちらに関しましては通告等をしていないので、答えられる範囲でしていただければと思います。

また、さっきの回答にもございました地域のファシリテーター、一番これが私が目指しているところで、地域住民の一人でも多くの方がそういった人間関係づくりのノウハウを得て、町内で暮らしていることがいろんなところでファシリテーションが行われて、ふだんの井戸端会議でもやはりそういうファシリテーションってすごい必要なものだと思います。なので、そういったものというのは、先ほどの哲学カフェだったりとかいろんなところでやっていっていただいているということなので、それを引き続きやっていっていただきたいのですが、今後、先々、その辺りをもっと発展的にやっていただきたいのですが、どのように考えていらっしゃるかという点をお願いいたします。

先ほど、4つ目、まち経営課長が今回ご答弁いただきまして、ファシリテーションのところなのですが、これは私としてはありがたい流れ、これ町民対象というところを捉えていただいたということだと思うのですが、前回のときは職員研修というところから入っているのので、総務課長が答えていただいているのです。その辺りはそういう解釈でよろしいのかどうかというところがもう一点でございます。

すみません、長くなりましたが、以上でお願いいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔小泉照雄総務課長登壇〕

○小泉照雄総務課長 それでは、再質問にご答弁させていただきます。

6つだと思っておりますけれども、ちょっと答弁漏れがあったらおっしゃっていただきたいと思います。

まず最初に、担当者同士の横の連携があるかということですが、こちらはございまして、3か月に1回、年4回担当者会議を開催しております。その間の活動報告に始まりまして、それを踏まえての意見交換会等を実施しておりますのでございます。

それから、2番目の各区長との意見交換会というご質問かと思うのですが、この2年間、区の総

会自体がなかなか開けない状況で、そういった交換会は開いていないところでございます。

それから、3つ目のアンケートを実施した結果をそれをどのようにつなげているかというご質問でございますけれども、アンケート結果を踏まえて要望があったことについてはお答えしているかと思えます。回答が遅いという部分には速やかな回答するとか、そういった対応は取っているかと思えます。

今回、23区担当の第1回の会議がありまして、そのお話の中で、今年度アンケートを実施したいというようなことも出ておりますので、今後、そういったアンケートをして、またその結果を踏まえて今後につなげていきたいと考えております。

それから、4つ目の若手職員との組合せについては、先ほど答弁しましたけれども、これは今後の検討課題でありますので、今後検討していきたいと考えております。

それから、5つ目の負担感のご質問でございますけれども、負担感があるという以前の答弁でございますが、現状多少あるかと思えますが、負担感がないように職員、課長等でフォローしながらいるところでございます。

それから、6つ目の相談の件数は全て解決しているけれども、もう一步踏み込んだ区の運営等の相談があったかどうかというご質問でございますけれども、現状そういったご質問はなかったと認識しております。

以上でございます。

答弁漏れがございました。研修の関係、庁内研修を実際やったかどうかということなのですが、私もちょっと忘れてしまったのですが、たしか研修は受けておりまして、その中で進行役と会議に出席している役、傾聴するとかそういった研修を受けております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、先ほどの職員研修で研修を受けたということで、若手の職員等が受けていると思えますけれども、その後の活用については、この後の答弁も同じなのですけれども、やっぱり1回研修したからといって、ファシリテーターというのはなかなか難しいというふうには思っておりますので、この辺は回数を重ねていくということも大事なのかなというところがありますので、そういった中で地域、あるいは役場が主催して、地域に出て行って会議といったところで活用ができていったらいいなというふうに思っております。

それと、先ほど3番目の質問ですけれども、地域のファシリテーターが重要であるということで、今後発展的にどう考えていくのかという話でございます。先ほども答弁もさせていただいたように、大変重要なことだというふうには認識をしているところでございます。とはいえ、先ほどもちょっとお話しさせていただいたように、ファシリテーター、すぐにそれを活用できるか、あるいは発揮できるかということのなかなか難しいので、多くの経験が必要であるだろうなというふうに思っております。ですので、ファシリテーションやファシリテーターに触れることとか、あとその回数を増やしていくというところにまずは力点を置いて、考えていけたらいいなというふうに思っております。

それと、ファシリテーションですか、窓口の関係についてのご質問でございます。これにつきましては、

地域、先ほど向井議員お話しのように、地域との関係については、やはりまちづくりという観点からいくと、私まち経営課長、まち経営課が担当するのではないかなと、そして役場職員についての育成であるとか、そういったものについては当然総務課ではないかなというふうに思っております。その辺のコーディネートについては、総務課とまち経営課で相談しながらやっていると、連携してやっているとということで考えられるかなというふうに思っております。

以上です。

○若林想一郎議長 教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 私のほうから、学校教育ではというようなお話がありましたので、ちょっとそちらにはないようなのですが、答えさせていただきます。

学校教育の中では、先ほど議員さんにおっしゃっていただきましたように、人権教育の育成プログラムの中で、まず1つは、教師がそのファシリテーターの役になって示していくということがありますが、それ以外に、例えば日々の授業、これもそれぞれの子供たちの意見を生かして、そして一つのものに、子供の意見を生かしながらまとめていくという点では、それぞれの望ましい授業そのものがいわゆるファシリテーションであり、その役を教師が担っているというふうに思っています。ですので、一つ一つの授業そのものにできる限りやっぱりそういうふうにもこちらになってもらいたいし、なってもらうように進めていると。

そんな中で、生徒の中に少しずつそんな芽が出てきているなと感じるのが、最近ICTを使ってグループ学習が進められます。そういった中に、別に決めているわけではないのですが、進行役になってそのグループの意見をまとめて、そしてそれぞれの意見をまとめながら1つのグループの意見をつくっていくというふうな学習等は、少しずつ進んできているかなというふうには思っているところでございます。

以上答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから全般的な補足を少しさせていただきます。

まず、23区担当についてですが、この制度も運用開始してからそこそこ月日を重ねてきて、まあまあこなれてきたというか、実績も積んでこれているかなというふうに思っています。この制度は、まず運営自体は、23区担当者の会議に基本的には委ねています。担当しているのは、総務課が所管なのですが、総務課からあせいかうせいではなくて、みんなで話し合っただうしたらいいかを考えてもらってここまで来ている。だから、私のほうも最初は言い出しっぺですけども、箸の上げ下ろしまで私が指示しているということではなくて、自主的な運営になってきているのは、これはいいことだなというふうに思っています。

例えば広報を配るという機能は最初なかったのですが、これは当時の担当者から、広報を配ったほうが区長さんとの接点を持ちやすいからやりたいという話でやるようになってきました。という仕組みで回転をしてくれているのです。区長さんを交えた意見交換会というのは、コロナ前で1回区長会の際に同席をさせて、後席も、これは希望者だけだったのですが、一緒にして、コミュニケーションの場

を持ちました。しかし、残念ながら、これはやっぱりコロナ渦中になって、区長会自体が今できない状況も続いていたので、これはちょっと途切れていますので、どこかで復活はさせたほうがいいかなというふうには思っています。

それと、4番目の質問で若手ベテランの組合せ、これもまずは今動いている23区担当のみんながどう考えるかで考えていきたいというふうに思っています。今は、7地区2人ずつ14人が活動しているのですが、そもそもこの数が少ないのか多いのか、組合せとしてこれでいいのかというところは、ぜひやっている皆に、私としてはちょっと問いかけをして、よりよい形を模索したいなというふうに思っています。

それと、区行政についての相談、もっと重たい相談、6番目の質問なのですが、これはこの23区担当の制度は、言ってみればサブシステムです。これメインのシステムではないのです。メインは、あくまでも区のことで道路のことがあったら建設課に言っていただくと、区行政のことであれば総務に相談していただく話、これから出てくるであろう、例えば区の運営に関して云々かんぬんみたいな話は、多分直接言っていただくのがそれは一番いいのかなというふうに思います。でも、それでも拾い切れないものや気軽に相談していただくサブシステムとして23区担当があるということかなというふうに理解しているので、そこは組合せ、使いやすさというのですか、どちらでもいいという話ではあるのですが、一応立てつけとしては、私としてはそういう理解をしているということです。

それと、負担感、これは当然、通常業務にプラスアルファですから、負担感がゼロということはありません。ただ、大事なものは、プラスアルファの仕事なのだけでも、それをやりがいを持ってやれるかどうかの方が大事なと、なので、私のほうとしては、なぜ23区担当が必要なのか、何を期待して何を目指すのかという、なぜとどのように、何を指すかというところを常に共有するようにしてしまっていて、その中では皆よく頑張ってくれているなという印象を持っています。

それと、ファシリテーションのほうでいきますと、向井議員が再三ご質問いただいているので、ご質問の趣旨は理解しているつもりですし、問題意識は共有できているかなというふうに思っています。やっぱり場を増やしていくという努力です。人々が交わる場、議論する場をたくさんつくっていくというのがやっぱり今必要かなと思っていて、今やっているその中心地づくりも、もちろんその分脈、あそこでいろんな人たちが交わり、いろんな意見が交わされ、それが政策になるとか方針になるとか、あるいは何か新しい動きが生まれるとか、創造につながるかというふうにしていきたいので、その中ではやっぱりファシリテーションの力はとても大事です。そういう観点で、私自身もそうですし、世代を超えてもそうですし、地域の中でファシリテーターの力は、町としてファシリテーションの力をつけることをしっかり後押しをしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。

先ほどすみません、ちょっと補足をさせていただきたい部分がございます、踏み込んだ質問というのは、その前提として踏み込んだ質問があるぐらい密な関係になっていただけたらいいかなと、いい意味での密です。あまりよくない形もあるかもしれませんが、そうではなく、いい意味で、今なかなか会合

ができないですし、なかなかそういう機会は、現在このコロナ禍においてははないかもしれないですが、そのぐらい、区の本音が聞けるぐらいまでうまく密につながるようになっていただきたいなという思いの中での質問でございました。

質問なのですが、先ほどもご答弁いただいた中にもありましたが、この担当者のやりがいというのがすごい大事かなと思います。やはりこれ、担当者とする、本業がある中で、そこにサブというか、副業ではないですけれども、同じ中の業務なので、どっちがどっちというわけではないですけれども、本業の課の仕事がある上での担当を持っているわけなので、なかなかどれだけ時間割けるかとか、いろいろなその手間を割けるかというのは違うと思います。そういった中で、やはりアンケートに回答が遅いとか出てしまうと、本人もつらいだろうしというところもありますし、一方でそこは回答を早くしなくてはいけないよというのもあるのですけれども、やはりその担当者本人がやりがいを持ってできれば、その辺りも変わってくるのではないかなと思いますので、この辺り、やりがいにつなげるための施策、何のためにやるのだとか、先ほどのそういう議論も大事だと思います。そのほかに何かこのやりがいにつなげていく施策というものの何かお考えがありましたら、それを一つお聞きしたい部分がございます。

あと、ファシリテーターに関しましては、かなり横瀬町力を入れていただいている、よこらぼというのがちょうどいいタイミングでありましたので、あの中でファシリテーションってめちゃくちゃ行われている、大変多く行われているものでございます。そういった中で、今回、LACに新しくコーディネーターとして新堀さんいらっしゃっていただきましたが、まさにあれがそうだなと私は一つ思っています。地域の人と外から来てくれた人、または地域の人同士をつなげるという、まさにあれが一つの見本だなと、大変すばらしい方なのだと思いますので、私の伝えたいところとしてのイメージというところで捉えていただければなのですが、こちらに関しましては引き続き強化していただきたいなと思いますので、質問としてはやりがいにつなげる23区担当の施策というのが、何か具体的にもし考えがあれば教えていただければという1点でございます。

○若林想一郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 なかなか答えるのが難しいご質問ではあるかなと思うのですけれども、先ほど自主性を重んじているという話をしたのですけれども、その結果、各人の運動量はかなり差があります。すごく一生懸命のめり込んでやる職員と、そうでもない人の差は一目瞭然なのです。私は、その報告を定期的に受けるようにしているのですが、あえてそこは強制はしていません。運動量の多い少ないはもちろん差ができるわけですし、でもその背景には、それぞれのタイミングだったり、自分の仕事の重さや疲れ具合やいろいろあるので、それはそれでいいかなと思っていて、私として大事にしているのは、少なくとも自分の接点を定期的に持つということです。だから、3か月に1回、担当者会議があるのですが、毎回ではないのですが、できるだけ出て話をするようにしています。現状こうでこうしてほしくて、あるいは何を期待してという話は繰り返ししているつもりです。あとは、それぞれが活動した結果がちゃんと町政に反映されるとか、それによって皆が影響を受けるとか、フィードバックがあるとか、そういうことがとても大事だと思いますので、残念ながら、この制度ではなかなかお金で報いるというわけにはいかないのですけれど

も、この制度の中で頑張っている人がそれなりに、少なくとも気持ちで報われるというのですか、という部分は自分としても考えながら、気にしながらやっていきたいなというふうに思っています。お答えになったかどうかは分からないのですけれども、以上です。

○若林想一郎議長 以上で質問1を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時30分

○若林想一郎議長 再開します。

次に、質問2、コミュニティスクールについてに対する答弁を求めます。

教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 それでは、私のほうから質問事項2、要旨明細（1）について、まず答弁させていただきます。

現状についてです。委員の人数について、令和3年度、小学校は9名、中学校は8名です。年間3回計画している会のうち、1、2回目は実施、3回目は新型コロナウイルス感染拡大中のために実施ができませんでした。小中学校とも第1回目は、校長からの学校経営方針を説明し、承認をしていただきました。そのほか、協議された主な内容としては、小学校はICTの活用、幼小連携、体験活動に係る地域人材の活用などについて、中学校では教職員の働き方改革、部活動支援などについてであります。

次に、課題です。小中学校とも様々なご意見をいただいておりますので、小中学校ならではの話題について、引き続き協議を続けていただければというふうに考えておるところでございます。

続いて、要旨明細（2）について答弁させていただきます。今後の展望という点ですけれども、1点目は、それぞれの学校における課題について、関連する方々には引き続き委員になっていただければというふうに考えております。

2点目は、熟議を進めていくに当たり、ある程度期間をかけ、課題の焦点化や取組の方向性について、納得しながら実行に移っていけるような、そんな会になればというふうに考えております。

3点目は、学校応援団との関係です。残念ながら昨年度会議を持つことができませんでした。今後、学校運営協議会と学校応援団との連携について図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 再質問4点ほどあるのですけれども、まず1つは、今出てまいりました熟議というこの一番重要なテーマのうちの一つだと思います。このコミュニティスクールにおいての熟議というもの

は、しっかりされているという評価でよろしいでしょうか。その辺りがまず1点目でございます。

学校応援団との連携は、先ほどご回答いただきましたので、こちらはぜひ引き続き、前回ご質問させていただいたとき、令和2年12月の定例会でもご答弁いただいたのですが、引き続きお願いをいたします。

2点目の質問になるのですが、小中学校各組織の連携というものを前回のときにも申し上げさせていただいたのですが、小中学校の組織、小中連携型のコミュニティスクール、統合してというものを検討されているかどうかというところが2点目になります。こちらに関しては、令和2年の12月定例会の答弁で、小中での学校運営協議会に向けての研究ということでご答弁をいただいております。「必要があれば小中一体の学校運営協議会の研究をしていくことも大切かというふうに考えておるところでございます」といただいております。この辺り、現状どうでしょうかというのが2点目でございます。

もう一点、すみません、先ほどのファシリテーションの質問とかぶるのですが、こちらのほうがよろしいかなということでこちらにさせていただいているのですが、やはりこの熟議に関しては、先ほどのファシリテーションというのは大変重要になってまいります。こちら令和2年の12月の定例会の際にご質問をさせていただいた答弁の中で、これを教育委員会とかで話し合っていく機会をつくらなければいけないかなと、これは私の解釈がちょっと違っていたらなのですけれども、そのときの議事録のほうが、「ファシリテーション、その意識も大事だけれども、その研修というふうなことかというふうに思います。先ほどもお話しさせていただきましたけれども、委員の方に対して研修を積んでいただくということがやっぱり必要なことだというふうに思います。ですので、県の研修等については進めていきたいというふうに思います。さらにその町の研修をどう進めていくか、その年は計画をしていないですが、これはどう進められるのを教育委員会の中で話し合っていく、そういう機会をつくらなければいけないかなと思っております」というご答弁いただいております。この部分がどうでしょうかということ。

最後、4つ目が、これも令和2年12月の定例会のときにお話しさせていただいておりますが、幼児教育も踏まえた形、これ小中でいろんなことが出てくる中で、幼児期にこうしておいたほうがいいのか、遡ると幼児期に要因があったなんてことって結構ありますので、そういったことを踏まえて取り組んでいくために、幼児教育の観点を取り入れるという中で、そのときのご答弁の中で、そういう幼稚園、保育園の方々だったりとか、そういった保護者の方を委員に入れていくということも含め、検討していただくというような趣旨の答弁をいただいております。この部分いかがでしょうかという、この4点お願いします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 それでは、ただいまいただきました再質問について答弁させていただきます。

まず、1点目なのですが、熟議はしっかりされているか、このしっかりという捉え方は非常に正直難しいところがあるかというふうに思っています。熟議というふうな内容が、最終的に方向性、みんなが納得して解決の方向性が出て、そしてそれに進んでいけるというふうなことまでというふうに考えた場合には、それはまだできておりません。というか、それぞれの役割を認識して、自分たちはまずこうしたほうがいいのか、そういったいわゆる熟議というふうなことの芽と言ったらいいのでしょうか、そうい

うふうにつながるのだ、これが熟議の始まりなのかなというふうなところは幾つか出てきているというふうなところというふうにご認識いただければと思っております。それが1点目です。

それから、2つ目の関係で、小中学校の統合型のいわゆるコミュニティスクールの関係、確かに委員ご指摘のとおり、前回私が答弁させていただきましたときに、そういうことも研究の一つに入るかなという事で答弁させていただきました。ただ、逆に今の状況を見ていくと、先ほど1回目の答弁させていただきました中に、例えば小学校ではICTとか幼小連携とかというふうなこと、中学校では、教職員の働き方、部活動というふうな話合いのその2回にわたって話合いが行われていない部分が出てきています。ということは、小学校は小学校なりの、中学校は中学校なりの課題というのが、特にここで出てきているのかなと考えておりますので、まず当面は、連携型を考えるのではなく、それぞれの学校の中での学校評議員会として話し合っていたらいい、それぞれの役割を果たしていただくような話合いを進めていただくと、こちらに重点があるかなというふうに思っているところでございます。

それから、3つ目の熟議、いわゆるその会の持ち方であったり、その会の持ち方に関する研修的な部分だというふうに思いますが、当時、私も県の研修会、確かに学校運営協議会の研修会というのは県で行われる部分がありましたが、実際にはこの2年間ほど行われていないということがやっぱりコロナ禍の中では起こっています。もう一つは、そのときはそういうふうな研修というふうに思っていたのですが、研修ということで進めるよりは、この会議そのものを進めていく中で皆さんのご意見を傾聴していく、そしてそれをみんなで納得していきながら進めていくというふうな、会を進めながらファシリテーションなりファシリテーターの役割なりということを確認いただくのがいいのかなというふうに今は考えておりますので、やはりその中の会のほうを充実していくことが大事なかなというふうに考えております。

最後、4点目ですけれども、幼児教育との連携、特にこれは小学校での学校運営協議会のところが多いと思っておりますけれども、令和3年度と本年度についてほうしょう幼稚園の千島園長さんに小学校のほうの評議員会の委員に入らせていただいております、その中でも、例えば話合いの中で、子供たちの小学校の学習の様子を御覧いただきまして、落ちついて取り組んでいるというふうなこととともに、しっかり聞いているというふうなことについては、幼稚園でもその基礎づくりをしていきたいというふうなことで、小学校に上がる子供たちにつながる幼稚園の育成の目指すべき方向というのですか、そういったことをお示しいただいているということで、幼小連携については、やはり委員さんになっているということで推進されてきているのかなというふうに感じておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。

ぜひ充実させていっていただきたいという中で、まず1点目が、先ほど私、連携というところで統合という形でお話しさせていただいてしまったのですが、統合というのは先々検討するとして、その各組織、小学校、中学校の組織がまずはしっかりなっていくということが重要というのは私も同感でございます。そういった中で、それ同士の連絡協議会みたいなものというのがあったらいいかなという部分もあるのですが、その辺りが1点と、もう一点が先ほどの幼児教育を踏まえたというところで、確かにおっしゃると

おりで、小学校と幼稚園、保育所というのが分かりやすいところなのですが、中学生になってのいろいろな部分、中学校でのいろいろな問題というのも、遡ると幼児教育につながっているなんてこともございますので、中学校のほうでもそのようなことをご検討いただきたいと、そういった人員配置、ぜひご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○若林想一郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔設樂政夫教育長登壇〕

○設樂政夫教育長 それでは、ただいまいただきました再々質問について答弁させていただきます。

議員おっしゃっている連絡協議会、いわゆる学校運営協議会の連絡協議会のようなものについては、現在ではまだ考えておりません。ただ、先ほど申し上げました学校応援団の組織の中に、それぞれの運営協議会の委員の方に入っていただいて、その学校応援団の話合いのところでもうまく、連絡協議会とまではいくかどうか分かりませんが、話合いが少しでもできればいいのかなというふうに考えておるところでございます。

それから、幼小連携の関係で、中学校のほうにもというふうなお話いただきましたが、現在のところでは先ほど申し上げましたそれぞれの課題というところの方向性というのを出すことのほうが大事かと思えますので、ちょっとこの点についてはまだ正直難しいかなと思うところでございます。

以上答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 以上で1番、向井芳文議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第4、町政に対する一般質問を終了いたします。



◎報告第2号の上程、説明、質疑

○若林想一郎議長 日程第5、報告第2号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、報告第2号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況についてであります。地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和3年度有限株式会社果樹公園あしがくぼ経営状況説明書を作成したので、別紙のとおり提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

振興課長。

〔町田勝一振興課長登壇〕

○町田勝一振興課長 報告第2号の細部説明を申し上げます。

まず、提案理由に記載してあります地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、町が出資している法人、有限会社果樹公園あしがくぼから経営状況の報告を受けましたので、提出書類に基づきご説明いたします。

まず、1枚めくっていただき、1ページの1、施設利用一覧表を御覧ください。御覧のとおり、各施設とも令和2年度と令和3年度の比較となっております。また、利用者数のカウント方法ですが、道の駅ではPOSシステムカウント数を利用者数としております。この表の右下、利用者総数の数字が道の駅全体の利用者数でございます。令和3年度の利用者総数は48万1,411人で、前年度比24.2%のプラス、9万3,681人の増加となりました。令和3年度は、4月から一部の地域を対象にしたまん延防止重点措置の発出も8月まで延長が続き、8月には第3回目の緊急事態宣言が発出され、9月まで延長され、さらに1月には2回目のまん延防止等重点措置が発令され、3月まで延長されましたが、1年を通し降水量は平年より少なく、台風の影響もなく、天候にも恵まれ、農産物や果樹も豊作でありました。冬季には寒波の停滞に伴い、芦ヶ久保の氷柱も過去最高の出来栄であったことから、当期の総取扱い高は4億3,669万4,265円と、開設以来の取扱い高を達成することができました。

4月、5月の利用者数が同年同比で7万9,257人の大幅な増加となっております。その理由としては、令和2年7月に1回目の緊急事態宣言が発令され、5月まで延長されたことに伴い、不要不急の外出自粛、そして道の駅自体の休業や時短営業となったことから、昨年は大幅に減少となり、本年度回復したものでございます。

8、9、11月の利用者数ですが、前年度同月比で1万5,459人と減少になりましたが、その理由といたしましては、3回目の緊急事態宣言が発令され、9月まで延長されたことと、体験交流施設の厨房改修工事の休業、インターロッキングブロック設置工事によりまして減少したものであります。

1月と2月の利用者数は、前年同月比で1万5,665人と増加になりましたが、第2回のまん延防止重点措置が発令されたものの、コロナの感染対策を十分実施して開催した芦ヶ久保の氷柱が過去最高の出来栄であったことから、影響が多かったものでございます。

1枚めくっていただきまして、2ページの主な行事につきましては、御覧のとおりでございます。

続きまして、3、決算報告書であります。4ページを御覧ください。まず、貸借対照表でございますが、この表右下、負債及び純資産の部、合計とあります。有限会社果樹公園あしがくぼ、資産合計は1億3,784万5,983円でございます。このうち純資産合計は、その欄の上にあります9,072万8,371円ですので、自己資本比率は65.8%となり、前年度比のポイントのマイナス1.5%となっておりますが、引き続き財務状況が良好であることを表しています。

続きまして、5ページを御覧ください。損益計算書でございますが、一番右の欄を御覧ください。上から純売上高が2億4,476万7,862円、売上原価は7,014万6,432円、売上総利益は1億7,946万8,632円で、この売上総利益は前年度比33.5%のプラスとなっております。また、販売費及び一般管理費は1億7,144万8,164円であり、前年度比10.9%のプラスとなっております。この販売費及び一般管理費の費用の中で占める割合は、まず人件費が全体の56.4%を占め、次に地代家賃が12.6%、水道光熱費が6.9%、施設管理費が6.7%の順となっております。このように売上総利益から販売費及び一般管理費を減じると802万

468円の営業利益となりました。そして、営業外収益、営業外費用、税金を加減し、811万6,734円の当期純利益となりました。

続きまして、7ページの株主資本等変動計画書を御覧ください。この表の上側が当期の期首残高、下が期末残高で、その間が期中の変動となります。この表は、4ページの貸借対照表の右下にある純資産の部、各科目の変動を表すもので、4ページの純資産の部の各科目の金額と、7ページ、表の一番下の当期末残高の金額は一致するものであります。

株主資本の期末残高は9,072万8,371円で、前年度比9.2%のプラスになりました。引き続き、潤沢な株主資本を保有していることを表しております。

最後になりますが、有限会社果樹公園あしがくぼから令和3年度において、新型コロナウイルス影響の中、感染対策を十分実施して、当期の総抜い高は開設以来の最高売上げを達成することができました。引き続き、居心地感を高める道の駅を目指し、しっかり経営してきた旨の報告を受けておりますことを申し上げます、報告第2号の細部説明といたします。

続きまして、資料はお配りしてございませんが、有限会社果樹公園あしがくぼの子会社であります株式会社ENg aWAから経営状況の報告を受けましたので、ご説明をいたします。

現在の決算は速報値となります。純売上高は1,461万2,510円となります。売上原価は273万6,126円となります。売上総利益は1,187万6,381円となります。販売費及び一般管理費は1,268万1,729円であります。売上総利益から販売費及び一般管理費を減じますと、マイナス80万5,348円の営業損益となりました。そして、営業外収益、営業外費用、税金を加減し、マイナス33万4,162円の当期純損失となりました。

7か月間の決算と冬季で入り込み客の少ない時期で、当期は損失となりました。

以上でございます。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 すみません。今回は、ちょっとENg aWAのこともあるので、私のほうから補足を3点させていただきますと思います。

まず、昨年度、道の駅の子会社として、10月に株式会社ENg aWAを設立いたしました。お手元の資料の4ページ、貸借対照表がありますが、この貸借対照表の中の下から3行目、投資有価証券というのが出てきていまして、投資有価証券500万円が、これが株式会社ENg aWA設立に係るところであります。500万円です。

株式会社ENg aWAについては、今、決算の数字まとめに入っていまして、まだ固まっていません。先ほど細かい数字まで申し上げたのですが、まだ速報値ということで若干動き得るということでご理解いただければと思います。ということですので、この後、できましたら9月の定例会の前ぐらいのタイミングで、改めてENg aWAのほうの固まった決算の数字についてを報告をさせていただきたいというふうに思っています。いずれにしろ、最終的に当期損失がマイナス33万円ですか、ということですので、全体では大きな影響はないかなというふうに思っています。これが1点目。

2つ目なのですが、資料の6ページの販売費及び一般管理費のところ、これは毎年の項目が多いんですけども、地代家賃というのが下のほうから10、地代家賃というのがありまして2,160万円、これ

が道の駅から地代家賃として町に入れてもらっているお金になります。月当たり180万円掛ける12か月を道の駅は町に納めてくれているということでご理解いただければと思います。これは、前年から変わっていません。

それと、3点目なのですが、去る5月27日に有限会社果樹公園あしがくぼの19回定時株主総会が開催され、利益処分案が可決をされています。それに従いますと、今期は、配当を去年の倍にしまして、1株当たり1万円、町に対しては80万円の配当を受け取ることになります。今日、資料で出させていただいた報告書の令和3年度は町には40万円の配当でした。それを今期は倍増で80万円、町に配当いただくという形になりましたので、ご報告をさせていただきます。私の補足は以上になります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

日程第5、報告第2号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況については、報告のとおりご了承願います。

◇

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○若林想一郎議長 日程第6、報告第3号 令和3年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、報告第3号 令和3年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、報告第3号 令和3年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書についての細部説明を申し上げます。

報告第3号の裏面の別紙を御覧いただきたいと思います。ここに記載した事業につきましては、令和3年度予算において予算計上しておりましたが、年度内に事業を終わらせることができないと見込まれたことから、本年3月の令和3年度横瀬町一般会計補正予算（第9号）におきまして、令和4年度の事業予算

繰越明許費として議決をいただいたものでございます。

各事業についてご説明申し上げます。第2款総務費の地方創生テレワーク拠点整備支援事業、住民基本台帳システム運用事業ですが、テレワーク拠点の施設整備補助、住民基本台帳システムの改修事業を継続事業として、繰り越したものでございます。

第3款民生費の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業給与、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業、そして子育て世帯等臨時特別支援事業でございますが、各給付金事業を継続事業として、繰り越したものでございます。

なお、事業の進捗状況により、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業給与、そして住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業の繰越額が変更となっております。

続いて、第5款農林水産業費の農業委員会運営事業でございますが、情報収集等業務効率化支援事業を継続事業として、繰り越したものでございます。

第7款土木費の防災安全対策事業、そして社会資本整備総合交付金町道整備事業でございますが、橋梁定期点検業務委託事業、そして道路改良事業を継続事業として、繰り越したものでございます。

なお、この進捗状況により、社会資本整備総合交付金町道整備事業の繰越額が変更となっております。

続いて、第9款教育費の横小校舎整備事業でございますが、横瀬小学校校舎整備に係る進捗状況により、繰り越したものでございます。

以上で、報告第3号についての細部説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

日程第6、報告第3号 令和3年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書については、報告のとおりご了承願います。



◎報告第4号の上程、説明、質疑

○若林想一郎議長 日程第7、報告第4号 令和3年度横瀬町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、報告第4号 令和3年度横瀬町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度横瀬町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

たします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

建設課長。

〔加藤 勉建設課長登壇〕

○加藤 勉建設課長 報告第4号 令和3年度横瀬町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について細部説明を申し上げます。

報告第4号の裏面、別紙を御覧ください。事業名、14区地内川東汚水支線314工事ですが、令和3年度予算において予算計上しておりましたが、年度内に事業を終わらすことができないと見込まれることから、本年3月の令和3年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）において、令和4年度の事業予算繰越明許費として議決をいただいたもので、事業の進捗事情により繰り越したものです。

以上で報告第4号についての細部説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

日程第7、報告第4号 令和3年度横瀬町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書については、報告のとおりご了承願います。



◎散会の宣告

○若林想一郎議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時05分

令和4年第4回横瀬町議会定例会 第2日

令和4年6月15日（水曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第34号 横瀬町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第35号 横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第36号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第37号 令和4年度横瀬町一般会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第38号 秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び同組合同規約の変更についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第39号 第6次横瀬町総合振興計画基本構想の変更についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦についての上程、説明、質疑、採決

1、議案第41号 横瀬町公平委員会委員の選任についての上程、説明、質疑、採決

1、閉会中の継続審査の申出

1、閉 会

午前10時開議

出席議員（10名）

1番	向	井	芳	文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員	
4番	宮	原	み	さ	子	議員	6番	新	井	鼓	次郎	議員
7番	内	藤	純	夫	議員	8番	大	野	伸	惠	議員	
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町	長	井	上	雅	国	副	町	長					
設	樂	政	夫	教	育	長	小	泉	照	雄	総	務	課	長			
大	畑	忠	雄	ま	ち	経	営	新	井	幸	雄	税	務	会	計	兼	計
				課	長							課	長	兼	計	者	
平	沼	宏	一	町	民	課	長	平	沼	朋	子	福	祉	介	護	課	長
守	屋	則	子	健	子	育	康	町	田	勝	一	振	興	課	長		
				課	長												
加	藤		勉	建	設	課	長	町	田	一	生	教	育	次	長		
浅	見	和	彦	教	育	担	当										
				課	長												

本会議に出席した事務局職員

小	泉		智	事	務	局	長	渡	辺		岬	書	記
---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○若林想一郎議長 皆さん、おはようございます。
全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。

◇

◎議事日程の報告

○若林想一郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第1、議案第34号 横瀬町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第1、議案第34号 横瀬町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。子ども医療費の県内現物給付化実施に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 議案第34号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表を配付させていただきましたので、参考に御覧いただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方でございますが、埼玉県内の医療機関等を対象とした現物給付化を令和4年10月1日から実施することに伴い、医療費の支給方法等について改正する必要性が生じたため、条例の一部改正をしたいものでございます。

次に、条例の改正の内容についてでございますが、第2条に第6号として現物給付の定義を加え、明確にするものでございます。

次に、第5条第2項は、町長の指定する医療機関等とは、秩父都市医師会、秩父都市歯科医師会、秩父都市薬剤師会の医療機関等を指しますが、医療機関等のこの範囲が秩父郡市内から埼玉県内に拡大され、埼玉県の医療機関等が現物給付を実施する場合の支払い方法を明確にするものでございます。その他字句の整理でございます。

第5条第3項は字句の整理でございます。

附則は、第1項といたしまして、条例の施行日を令和4年10月1日と規定するものでございます。

附則第2項は、経過措置といたしまして、改正後の第5条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の診療に係るこども医療費の支給について適用し、同日前の診療に係るこども医療費の支給については、従前の例によるものと規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 質問なのですけれども、受給資格の登録を受けた者というのと、今回の対象児童の保護者に対しというのと、この違いをもうちょっと説明していただけますか。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○守屋則子健康子育て課長 ただいまの質問にお答えいたします。

第5条第2項の中で、受給資格の登録を受けた者を対象児の保護者というふうに改正をしております。この部分につきましては、字句の整理というか、分かりやすくしたということと、第2条に第6号として、現物給付の中に、対象児の保護者ということを明記しましたので、そこに合わせて字句の改正をさせていただいたもので、内容的には同じものでございます。

以上です。

○若林想一郎議長 再質疑は。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 対象児童の保護者ということは、町に住んでいる子供、年齢のあれがあると思うのですけれども、全員という解釈でよろしいですか。受給資格というのと、受給資格ない人もいるから。税金払っていないとかいろいろ出てくる場合もあると思うのだけれども、その辺は全員対象ということよろしいわけですか。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○守屋則子健康子育て課長 ただいまの質問でございますが、住所が横瀬町にございましてということで合っておりますので、同じでございます。

以上でございます。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 数点教えていただきたいと思います。

まず、この制度は子育て世帯にとってとても助かる制度で大変喜んでおります。それで、秩父郡内は全て一緒に同じような支払いがされていて、本当に秩父郡はよくまとまっていいなというふうに思っていますが、今回の場合、埼玉県内ということが一つありますので、例えば東京都にかかる場合、大きな病

院という東京の病院とかということがあるのですが、そういうことの場合にはまだ従来どおりかということと、それからこの横瀬町でも秩父郡外で該当の子供たちというのはいるのか。該当者はいるのかということと、各市町村、横瀬町、秩父郡は18歳まで無料ですけれども、国のほうは未就学児とかというふうなお話だったと思うのですが、それも併せて18歳までこういうふうと同じような手当てをしていただけるのかどうかをお聞きしたいと思います。

以上です。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○守屋則子健康子育て課長 ただいまの質問でございますが、東京都内等受診の場合には、これまでどおり償還払い、医療機関の窓口でお支払いをしていただいて、町のほうに医療費の請求をしていただくようになります。

今回の現物給付化に伴いまして、県外の医療機関等に受診した場合には償還払い、県内であれば今回の現物給付化ということになります。

次の対象の児童の年齢等は、埼玉県の場合は就学前までということになっておりますが、横瀬町のほうでは、高校生相当の18歳の年度末までということになっておりますので、現物給付化になりましてこのまま全部対象が移行いたします。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第1、議案第34号 横瀬町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。



◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第2、議案第35号 横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改

正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、議案第35号 横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。ひとり親家庭等医療費の県内現物給付化実施に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 議案第35号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表を配付させていただきましたので、参考に御覧いただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方でございますが、先ほどのこども医療費と同様になります。埼玉県内の医療機関等を対象といたしました現物給付化を、こちらは令和5年1月1日から実施することに伴いまして、医療費の支給方法等について改正する必要性が生じたため、条例の一部改正をしたいものでございます。

次に、条例の改正の内容についてでございますが、第2条に第8項として現物給付の定義を加え、明確にするものでございます。

次に、第7条第2項は、町長の指定する医療機関等とは、秩父都市医師会、秩父都市歯科医師会、秩父都市薬剤師会等の医療機関等を指すわけでございますが、この医療機関等の範囲が秩父都市内から埼玉県内に拡大され、県内の医療機関等が現物給付を実施する場合の支払い方法を明確にするものでございます。

附則は、第1項といたしまして、条例の施行日を令和5年1月1日と規定するものでございます。

附則第2項は、経過措置といたしまして、改正後の第7条第2項の規定は、令和5年1月1日以後の診療に係るひとり親家庭等医療費の支給について適用し、同日前の診療に係るひとり親家庭等医療費の支給については、従前の例によるものと規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第2、議案第35号 横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。



◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第3、議案第36号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、議案第36号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。重度心身障害者医療費の県内現物給付化実施に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

福祉介護課長。

〔平沼朋子福祉介護課長登壇〕

○平沼朋子福祉介護課長 議案第36号の細部説明を申し上げます。

お配りしております新旧対照表を御覧いただければと思います。改正の趣旨でございますが、先ほどのこども医療費及びひとり親医療費と同様、重度心身障害者医療費につきましても、令和4年10月1日から県内現物給付化することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

県内現物給付化とは、対象者が県内の医療機関を受診した際の医療費の一部負担金について、町が対象者に代わって医療機関に支払うことを言います。これにより、対象者は、医療機関の窓口で一部負担金を一度立て替えて町に請求する必要がなくなり、負担軽減が図られるものでございます。秩父郡市内の医療機関では既に現物給付化を実施しており、県内に範囲を広げるものでございます。

改正内容でございますが、第2条に第5項とし、現物給付の定義を加えるものでございます。これに伴い、第3条第1項は、略称規定の整理となります。

第8条第2項では、町長の指定する医療機関等で医療を受けた場合を、埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する場合に範囲を定めるものでございます。

附則につきましては、条例の施行期日及び経過措置を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 説明ありがとうございました。

教えていただきたいことがあるのですけれども、この重度心身障がい者、この34号から全てそうなのですが、本人の申請か何かが必要でこの制度が成り立つのでしょうか。こういう病気の子供さんを抱えている家庭というのはとても大変だということをいろんなところで聞きますけれども、その申請の手続というのがスムーズにできるようなシステムになっているのかということをお聞きしたいと思います。

横瀬町でも該当者がいるのかどうかなどを教えていただきたいと思います。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

○平沼朋子福祉介護課長 先ほどの質問の答弁でございますが、重度心身障がい者とは、身体障害者手帳1級から3級の交付を受けている方、療育手帳マルA、A、Bの交付を受けている方、精神障害者福祉手帳1級の方、また特別な理由でこれらと同等の障がいを有する方、65歳以上75歳未満の方で高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障がい状態にある方、埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けている方、また75歳以上の方で高齢者の医療の確保に関する法律施行令の別表で定める障がいの状況にある旨、町長の認定を受けている方ということで、町内では173名の方が該当になっております。

この方につきましては、障害者手帳を受給される際に手続をしていただいて、資格を取得することになるのですか、その後の申請につきましては、今現在では、秩父郡市内の医療機関にかかった場合には、医療機関から直接請求がありますので、その後の申請の手続は不要になりますが、県内の秩父郡市以外でかかった場合には、一度一部負担金を支払っていただいて、領収書を持って役場のほうに来ていただく、役場のほうから直接ご本人に医療費を支給するということになります。

今現在、県内で現物給付ではなく償還払いとしてお支払いしている方を全体の8.3%ということになりまして、県内全体で現物給付化になると99.2%の方が現物給付化するということで、大分負担の軽減が図られると思います。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質疑。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございました。

この34号から35、36号につきましては、申請が簡単にできるように、副町長のほうでDXとか考えていただいていると思うのですけれども、落ちのないようにぜひお願いしたいと思いますので、これはどうでしょうかという、そこまで踏み込めますか、負担のないように、こういうところをDXしていただきたいなど思うのですけれども、どうでしょうか。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

副町長。

○井上雅国副町長 この件にかかわらず、いろんなデジタル化、DX推進の中では、いろんなフローをもう一度チェックしていくという過程が入ると思います。その中で、現在の技術でできることであれば、少し

でも改善をしていくという方向で進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第36号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。



◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第4、議案第37号 令和4年度横瀬町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第37号 令和4年度横瀬町一般会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について行うもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,408万5,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ46億808万5,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○若林想一郎議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時32分

○若林想一郎議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございますか。

1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員 1 点お願いしたいのですけれども、ページが10ページ、商工費、商工業団体助成事業の街路灯管理費補助金、これ大変すばらしい事業だと思います。ありがたいことで、今まで商連灯と言われる街路灯が個人負担でされておりまして、これは今後も変わらないと思うのですが、大変な負担があったかと思います。そういった中で、あちらの街路灯は防犯灯の意味もございまして、大変貴重な光、夜を照らす、防犯にもかなり寄与する光でございました。こちらに補助をしていただいてLED化というのは、これは大変ありがたい事業でございます。

1 点お聞きしたいのが、こちらに関する、やはりイメージというものもあるのですが、水銀灯からLEDに替えると、どうしても照度の関係が下がってしまうのではないかという心配がありますが、その辺りいかがでしょうか。お願いします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田勝一振興課長 ただいまの質問に対しまして答弁をさせていただきたいと思えます。

業者にちょっとお聞きしたのですけれども、水銀灯というのは、やはり1年から2年たちますと、照度の関係が半分程度になるということで、現在の明るさは結構落ちているということでございまして、仮にLEDにしたとしても現在の明るさは確保できる見込みですということで業者から言われていますので、その程度になると思えます。よろしくをお願いします。

以上でございます。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

8 番、大野伸恵議員。

○8 番 大野伸恵議員 7 ページの行政改革推進事業の、オープンアンドフレンドリーの関係で、システム構築委託料とOA機器購入費について、まずお聞きします。

この説明では、タブレット端末ということだったのですが、これはこの事業のみではなく、ほかの業務にも使えるのかということが1点と、OA機器というから専門のものなのかなと思ったのですが、タブレットということですので、そこをお聞きします。

それから、システム構築委託料の関係なのですが、私はもうDXは本当に賛成で、できることはどんどんしていただき、便利な生活になっていきたいなというふうに思っているということをまずお話ししておきますけれども、この事業補助金も出たということで行っていただくのですけれども、この窓口の手続をするということなのですが、この窓口で考えたのですが、私はこの人生の中で住民票だとか戸籍謄本とかって取るというのは、そんなに度々はありませぬ。個人的にはそんなに度々は無いので、たまに行って、時間が2時間、3時間、4時間というところとちょっとあれですけれども、ある程度の感覚で要るものについてはやむを得ないというか、許容の範囲ということで考えております。そういうことを考えますと、年間でこの窓口手続をする人数、1日何件ぐらい、それからこれによって削減される事務時間等の費用対効果というのはどういうふうなことを考えていて、この事業をするのかということをお聞きしたいと思います。

また、この窓口業務の手続というのは、例えば私の場合は、戸籍とかの関係を思い浮かべて言っているのですけれども、これは全国一律の事務です。この全国一律の事務なので、もう既に実施している団体があれば、そのシステムを導入してくればいいのかなどというふうに思っているのですけれども、改めてこの町で単独でいろいろ研究しながら行うのかということをお聞きします。

それから、OA機器のタブレットですけれども、普通、大概町の場合はリースというのが多いのですけれども、今回はリースではなくて購入するそのメリットというのは何かということです。

あと、これを、私は費用対効果でどのぐらい窓口の時間が削減されるのか分からないのですけれども、これをタブレットとかOA機器とかシステムを構築すると維持費が将来かかりますけれども、その維持管理費の発生というのはどのぐらいあるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、例えば企業に手続上の導入をしていただいた場合に、前に配っていただいたものを見ますと、この手続に関係した事業者が、今後、その維持管理費とかというふうなものにも発展するようなおつき合いをしていくのだとすると、企業版ふるさと納税とかでも私も危惧しているところなのですけれども、ずっと前、いただいた書類に、企業、これは寄附企業ですけれども、企業への経済的利益供与の禁止とか、受入れというのですか、事業をしたりして、その会社をお願いするということを透明性がすごく必要であると、疑われないようにしなければいけないというふうなことを、こちらにも書いてありますので、この開発事業者とその後の維持管理費とかの関係のつながりというのは、白紙にして、維持についてはまた入札で公平に行うとかということをお考えになっているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、9ページです。子育て世帯の支援特別給付金で、本当に困っている方たちは助かると思うのですけれども、ありがたい制度だと思っています。これは、今年度中に事業が完了するのかということをお聞きします。

先日の繰越明許費の関係で、民生費に非課税世帯等に対する給付、これは給与ですけれども、臨時給付金の事業についての繰越明許が出ていましたので、なるだけ早めに繰越ししないで実施していただきたいと思うのですが、その点どうでしょうか。

以上お願いします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

副町長。

○井上雅国副町長 お尋ねの窓口改革の点のまず2点目をお話ししたいと思います。

既に実施のシステムを導入すればいいのではないかという点ですが、まさにそれをやっているのが今回のタイプ1、デジ田のタイプ1ということになります。デジタル実装タイプのこの交付金の趣旨は、他の地域等で既に確立されている優良モデルサービスを活用した実装の取組、ですから仕組み的には、もちろんぴったりとそれがそのまま持ってこられるというものではありませんが、その確立された仕組みを実装するためのノウハウと費用を国のほうで支援しますよという制度でございますので、まさにそれをやっているということになります。

それと、もう一点、私のほうからは、その1点目ですか、窓口利用は限定的ではないかというお尋ねではないかと思いますが、現状、窓口に来てやるその回数については、もしかしたらお一人お一人は限定的な部分はあるかもしれません。全体として、この窓口利用のデジタル化については、ただそのお一人お一人

人が今かけている手間と負担を軽くすることが一つの目的でございます。

もう一つは、今後、恐らく国のほうで、我々が今回はやりにいかないわけなのですけれども、その部分については、いろいろなクラウド化、あるいは共通化等々のデジタル施策を打ってくると思います。そのときに、デジタルの情報としてそこに流し込むためのインフラは、いずれにしても町のほうでやるべき施策になってまいるということでございます。現状の窓口の負担、それは返ってくると、職員の負担の軽減にもつながるかというふうには考えておりますが、こういったことをやりながら、将来の国の施策に結びつけていくと、こういったことを考えて、今回このデジ田の交付金が出るタイミングで手を挙げさせていただいたということになります。私のほうからはこれだけお答え申し上げます。

○若林想一郎議長 まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、まず初めのタブレットの使い方は、それだけなのかというご質問については、今の段階では、窓口で専用というふうに思っております。

それと、購入費ということになっていますが、リースでも考えられるのではないかと話でございますが、それにつきましては、現段階では購入費というふうに考えておりますけれども、この後ちょっと検討させていただきながら、リースのほうがお得であれば、そういった形のものも視野に入れて検討していければというふうに思います。

そして、企業版ふるさと納税の納税者の関係でございますけれども、この辺につきましては、当然中立公平な立場でこの後進めていかなければいけませんので、そういった手続を取っていければというふうに考えております。

以上です。

○若林想一郎議長 大野議員、答弁漏れはありますか。

〔何事か言う人あり〕

○若林想一郎議長 副町長。

○井上雅国副町長 維持管理費についてはということが項目としては抜けていたかと思えます。この件については、先ほど私が2つ目にご説明申し上げましたところに含めて我々としては理解しております。もちろん無駄に維持管理費を高く払い続けるということは考えておりませんので、今後のシステムの構築、それから今後の拡張性等々を踏まえて合理的なところで維持管理費が収まるように、今後進めていくというつもりでございます。

以上です。

○若林想一郎議長 町長。

○富田能成町長 では、私のほうから少し補足をさせていただきます。

まず、費用対効果と維持管理費は、この時点で将来、高い精度で見積もることがまだできないのですが、それは進捗を見ながら確認しながらやっていきたいなというふうに思っています。とりわけこの手のものでありがちというか、やっぱり実証実験をするということと、それが本当に使えるようになるということにはそれなりの時間と労力が必要になろうかと思えます。今回のこのデジ田のタイプ1は、既存のシステムを実装していくということでして、つまりは持ってきてもぽんと使えるものではなくて、現場の人たちも少しずつ習熟をしていく必要があるというところが結構大事なかと、なので、今回この交付金

をいただくので、みんなで少しずつDXに自分たちも慣れていくというのですか、そのフェーズは自分はとても大事なというふうに考えています。

ということと、あと、今それぞれの人が役場に手続にいらっしゃって、住民票を取るだけとか戸籍を取るだけ、印鑑証明を取るだけは楽なのですけれども、例えば亡くなりましたというイベントがあるとすると、その亡くなった人のいろんな情報を取り、いろんなところで還付金の手続とか申請手続が必要になります。そういうものが横串が入って、同じ、1回の入力で済むとかということがあるのだとすると、とても住民の方々の負担軽減にはつながるかなというふうに思っていて、そういったところも試行していきたいなというふうに思っています。

あと、ご質問いただいた企業との透明性、それは当然大事なことです、透明性は確保してまいりたいと思います。基本的には、入札適用したりということなのかなと思うのですけれども、我々としてできる限りの透明性確保には努めてまいりたいなというふうに思っています。

以上です。

○若林想一郎議長 健康子育て課長。

○守屋則子健康子育て課長 低所得の子育て世帯の給付金に関して説明させていただきます。

今年度中に事業が完了するかということですが、この事業につきましてちょっと説明を加えさせていただきます。給付金のこの事業につきましては、対象児童が18歳未満の児童でございまして、この事業の対象の児童は、来年、令和5年の2月28日までの間に出生した児童も対象になります。まず、支給対象者ということで、これが受給する方になります。こちらのほうは、今の対象児童を養育する方ということで、まず1点目が令和4年4月の児童手当と、または特別児童扶養手当を受給している受給者で、所得要件のほうが住民税が均等割非課税の方ということになります。

2点目といたしましては、令和4年、本年の5月以降、令和5年の3月までの間、新規に児童手当であったり特別児童扶養手当の受給者となった方で、令和4年度の住民税所得要件が非課税の方、あとは今言った2点の方以外につきましても、例えば18歳までなので、児童手当は中学生までの支給になっておりますので、高校生を養育しているのみの方につきましては、非課税の方につきましては該当になりますので、この方になります。もう一つは、今年の1月1日以降の収入が減った方で、家計の急変があった方という方も該当になります。

最初に申しあげました令和4年の児童手当等を受給している方等と、あとその後、来年の3月分までの児童手当を受給している方につきましては、申請なしでこちらから、辞退の申出がなければ給付をするという形になります。

3番目に言いました高校生だけの世帯につきましては、今後周知いたしまして、申請が必要になってまいりますので、希望者の申請があった場合に支給をしたいと思っております。

そうしますと、令和5年の対象児童が令和5年の2月28日までに生まれた方になりますので、その方が児童手当等の手続をしていただくと、3月中に手続も完了し、支給のほうをするということで、今年度中、3月31日までは完了する予定でございます。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質疑はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

では、7ページの関係なのですけれども、歳出という形であれなのですけれども、この手続を簡単にしたいとしたときに、最初に私が年間で窓口手続をする人数は何人で、1日何件ぐらいでどのぐらいの時間がかかるのですかということがはっきり分かっている、大変なのです、これだけかかっているのです。ですから、DXしましょうということで進むのかなと思っていたのですけれども、そこについては答弁がなかったのでもいいのですけれども、実際問題、本来だったら、これが大変なので考えていきたいということだと私は思うので、その辺についてどうなのかなというふうに疑問を感じました。

そして、今の健康子育て課長の説明で、高校生の場合には、世帯には申請が必要というお話でした。まさしくこのところで、もう高校生でも児童手当とか前にもらっているわけですから、そのところの申請というのが、別に申請をしなくてももう分かっていることについては、さっと手続ができるために私はDXが必要なのではないかなというふうに思っています。だから、そのところの考え方についてお聞きしたいし、いろいろところで本を読みます。私は、地産地消ということで町の業者をよろしく願いますということをお願いしているのですが、できる業者がいたら、協力していただける業者がいれば一緒にやりたいというふうなことをおっしゃっているのですけれども、実はDXとかの先進技術、「日本の先進技術と地域の未来」という本を読んだのですけれども、先進技術を都市部の人が一過性の関わりで、だからお金を払って事業をやって、一過性の関わりで去っていくだけでは、地域に浸透していかないと、広く関心を持って維持、取り組む、町で取り組む人材を見つけて育てていくことが地元主体の成果となるということを読んで、本当にそのとおりだなと思ったのですが、そのところの地元の産業や技術やノウハウとか、人の育成の集積につながるようなものをこの事業によってどのように考えているのか、ちょっと教えていただけたらと思います。

以上です。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

副町長。

○井上雅国副町長 1番目のご質問でございますけれども、このタイプ1、他地域で確立されているというものを実装していく、タイプ1には、私の聞いているところでは70の自治体が応募をし、進めるという状況になっているようです。その横の数字等々については、現時点でも部分的には聞こえてきておりまして、このことの窓口業務の性格として、一定程度こういったことをやることによって効率が図られるのであるというところは、一部の数字も含めて我々としては確認をしているところでございます。

では、横瀬の窓口でどうかということについては、並行して今調査を進めながら、あるいは同じような技術であっても、横瀬にはどういうふうなはめ方をするのがいいのかについては、併せて検討を進めながら、その適用できる仕組みとして実装していきたいというふうに考えておりますので、今後とも本件につきましては、今年度係の話だと思っておりますので、中間等々もご説明、情報共有しながら進めていければというふうに考えております。

2番目のDXを使ってそういった今のような諸申請を効率化していく、あるいはより効果的にしていくということですが、まさしくそれがDXの目的というふうに考えております。ただ、現時点で町としてで

きること、国を含めてできることについては、やはり区分があると思います。ですから、最終的に、こういった全てのことがトランスフォーメーションできるということについては、国の進捗とも合わせながらやっていくということではありますが、常にその動向は見ながら、町としてできることはできるだけ早く準備しておくというのが今回の趣旨でもございますので、その方向でやっていきたいというふうに思っております。

最後、地産地消のお話ですが、まさにそのとおりでございまして、私も外に単にお金を流すだけの政策をやりたくないというふうに日頃思っております。ただ、残念ながら、こういった先端のノウハウ技術については、外にあるということは多いと思います。それをいかにして持ってきて、それをできる部分では地域経済の中で回していくというのは常に頭に置いて進めておりますので、この件についてはご信頼をいただければというふうに思います。また何か気づくことがあれば、どんどん言っていただければ、お話をしながら進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○若林想一郎議長 再々質疑はありますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。批判ではなくて期待ですので、よろしく願いいたします。

それで、ちょっと聞くのが最後になってしまったのですけれども、この新型コロナの感染症の交付金をこちらに全部充当するということでした。私、今日、朝日新聞を読みましたら、この物価高の対策が急ピッチということで、各市町村で緊急経済対策というのですか、町の人たちへの緊急経済対策を行うということが新聞に載ってまして、横瀬町でも4,000万円ですか、来るというふうなお話で、6月議会でも間に合うように頑張っているところもあるらしいのですけれども、私もこれについては臨時議会とか開いて早急にやっていただくのかという考えでいたのですけれども、こういうことに対しては実装で早めに慣れるようにしていただくということで、それは理解していますので、こういうふうなものに対しても、本当に近々で困っている方はいらっしゃるの、同じようにスピード感を持ってやっていただきたいと思っているのですけれども、その点を聞いておしまいいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの再々質疑に対する答弁を求めます。

副町長。

○井上雅国副町長 本件タイプ1に使う臨時交付金のご説明を補足をさせていただきたいと思います。

ここでは名前は同じになっているのですが、このデジ田の交付金を採択されますと、残り2分の1に対して8割は、追加でこれ用の臨時交付金が確保されるという国の制度になっております。ですから、ここで残り2分の1の8割については、追加でコロナ対策臨時交付金という名前の下で国から交付がされるという仕組みになっておりますので、その緊急対策に使う枠がこちらに流れているということではないという、一応ちょっと仕組みのご説明だけまず私のほうからさせていただきたいと思います。

以上です。

○若林想一郎議長 町長。

○富田能成町長 コロナ対応は、大変、3年前から大事なテーマでして、ここまでは横瀬町はかなりスピー

ド感を持って、幅広に対応できているというふうに自負をしています。同じ分脈で、今回緊急経済対策の話も出てきていて、今鋭意練り込み中でして、できるだけ早く皆様に説明できるように心がけていきたいというふうに思っています。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 2点ほどお願いします。

10ページ、3の農業振興費、この中で鳥獣被害対策システム構築、こちらがありまして、群れが今どこにあるとか、信号を発する装置のところまで食いついているとか、わなに実際かかったとかというのが信号で分かる、無線で分かる、そのようなシステムになって、捕獲される方の負荷が減るし、群れの流れが分かるとかで非常にいいシステムを考えられているなと思うのですが、課長のご答弁の中で、ジビエについてちょっと言葉があったので、そちらのほうをちょっとお伺いしたいのですが、今、有害鳥獣捕獲してジビエに回っている数量、パーセント、何か分かるものがあれば、現状ないのかなと思いますが、教えていただきたいと思えます。

それから、こういうものをシステム構築して運用していく中で、将来発展させていきたいというお考えだと思うのですが、町民がジビエを買えるルートの開発は考えていらっしゃるか。今、買えるルートがあるとすれば、またそれも教えていただければと思います。

それから、6の商工費、街路灯管理費補助金、これ電気使用量削減等もありまして、非常にLED化するというのはいいことだと思えました。この中で電球をLED化するには、球を替える、それから制御回路の基盤等の変更もあるかと思えます。設置工事もあるかと思えます。実際に、この街路灯のLED化に当たって、幾らぐらいかかってしまった、概算見積り、見積りでどのぐらいかかっていて、この補助金額というのが補助率何%ぐらいに当たるのか教えてください。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田勝一振興課長 ただいまの質疑に対しまして答弁をさせていただきたいと思えます。

最初に、有害鳥獣対策防止事業の関係でございますけれども、ただいま有害鳥獣駆除をしまして、ジビエに回せる獣害については、今現段階としてはありません。

それと、販売ルートにつきまして、今よこらぼで採択になっております法人がありまして、そこで今ジビエの加工施設を造るような計画で進めているところでございまして、もう少したちますと、建築確認等も下りるのではないかなと思っております。近々、今年度中ぐらいですか、ジビエの加工施設が横瀬の町内にできるようになりますと、肉等の販売につきましてもできるのではないかなと、そんな感じの計画で進めておるところでございます。

続きまして、商工業団体助成事業でございますけれども、今回のLED化につきましては、水銀灯をLED灯に替えるというような事業でございます。電気料につきましては、1灯当たりなのでございますけれども、年間1万7,000円ほどかかっているようでございます。それがLED化にしますと、月に650円ほどになるようでございます。という、以前は1万7,000円ほど年間がかかったものが、月に650円相当に電気代はなるようでございます。

事業費につきましては、1基当たり2万7,500円かかりまして、総費用が687万5,000円ほどかかるよう
でございます。うちのほうの交付要綱に基づきますと、補助率は3分の1以内ということになっておりま
すので、687万5,000円割ることの3で229万1,661円でございます。補助金の金額につきましては229万
1,000円ということになります。残りの部分につきましては、街路灯運営委員会の試算のほうで、以前か
らLEDのための積立金ということではしていただいておりますので、そのような形で今後進
めていきたいということでございます。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質疑はございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 ご答弁ありがとうございました。

まず、こちらの鳥獣被害対策システム構築の件のジビエの関係ですが、ぜひ進めていただいて、町民の
口に珍しいものが届くというルートを開発していただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、商工費の街路灯の管理費補助金について、3分の1以内ということでご回答いただきました。
非常に地球規模から見てもよい施策であり、このLED街灯、全町民が恩恵にあずかっているということ
もありまして、できれば全額補助まで持って行っていただければと願っています。規約等、規定等がある
ののではないのでしょうか、町長、残りもう少し次の補正を考えていただけると町民のためになる。し
かも、この街路灯、個人の皆様がお金を出して設置して、電気料金は個人の皆様がお支払いになっている
ということもありますので、もう十分に寄与していただいているのですから、改修に当たってはもう少し、
もう一段と補助をお願いしたいと思いますが、お考えはいかがでしょうか。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 ありがとうございます。

これ街路灯委員会さんのほうから相談を受けて、今回の着地にしました。この時点で3分の1補助は大
変喜んでいただいております水準ではあります。一方、私も街路灯委員会さんに申し上げたのは、これは大変
公共性の高い話だと思います。この町は、埼玉県でも非常に治安のいい町、犯罪発生率の低い町でして、
そこを支えている街路灯、しかも皆さんが毎年個人負担をして支えていただいていることに関しては、町
としてこれからも中長期的に報いていきたいなと思いますし、すぐすぐにこの金額をとすることは、さす
がにちょっと難しいのですけれども、しっかり街路灯委員会さんの皆さんのこれまでの思いを大切にして、
町の安全安心の向上につなげていきたいなというふうに思っています。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 2番、黒澤です。ページでいくと7ページ、広域連携デジタル実装事業のところ
に関して数点お伺いします。

今回、秩父市さんと一緒に進めるということで計上されているものなのですが、これ町負担金が168万
円、秩父市さんのほうが1,232万円ということで大分金額の差が大きいです。この金額で考えると、あく
までも今回のこの事業は秩父市さんが主導して、横瀬町はそれに後追いしているというイメージでいいの

か、あるいはこれはもうプロジェクトチームを組んで、しっかりとした何かを形づけてやるものなのか、まずその2点をお伺いします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、答弁させていただきたいと思います。

まず、負担金の話でございます。今168万円ということですが、これ前もちょっと説明させていただきましたが、人口割というようなところがございますので、12%ということで、これは機械的に算出させていただいたところであると思います。ですので、先ほど申し上げましたように主導か主導でないかということで考えれば、デジ田交付金のタイプ2については、秩父市が申請をしておりますので、そういう意味では主導であるとは思いますが。ただ、今後については、当然広域的に連携をしてということが前提となっておりますので、当然秩父市が中心にはなるとは思いますが、しっかりとうちの課題解決のためにこれを活用できたらいいなというふうに思っております。

以上です。

○若林想一郎議長 町長。

○富田能成町長 このタイプ2は、これ我が町単独ではやや身の丈に合わないサイズのプロジェクトだと思っています。なので、秩父市さんからお声がけいただいて、一緒にとということになりました。本部機能等々、あるいは今回の申請手続もそうなのですが、これ基本的には秩父市さんに担っていただくことを想定しています。ただしなのですが、今回3つの大きなテーマのうち2つ目、デマンド交通のところは、これは横瀬のシステムを広げるというのがベースの考え方であるので、ここはしっかり横瀬のやつを秩父市に広げるという観点で横瀬町でも関与していく。それから、当然これ先々国交省の絡みで公共交通会議を開催したりとかということになるわけですが、これはそれぞれの町で必要になってくるというふうなことが想定されています。いずれにしろ、しっかり秩父市さんとは連携を取りながら進めてまいりたいなというふうに思っています。

○若林想一郎議長 再質疑ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。

何となくイメージつかめたのですが、最後にちょっと確認なのですが、このタイプ2のほうの3つそれぞれありますが、これ形になるのは、事業開始時期というのか、あくまでも国から出ているお金でやると、何年までの間にやらなくてはいけないというそういう着地点が見えている補助金の対象になっているのですか。よろしくお願ひします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、答弁させていただきます。

このデジ田の交付金の関係でいきますと、今年度中に実装というところがまずは第1段階としてありますので、まずはこの3つについては、実装まではまずは一旦行くことになっておりますので、その後につきましては、また多分ここ違うと思いますが、まずはそういうことになっております。

以上です。

○若林想一郎議長 町長。

○富田能成町長 今、課長のほうから、実装というところちょっと分かりづらいかもしれません。これ3つとも交付金のお金は今期対象です。3つで違うのは、いわゆる本当の実装、市民生活でちゃんと使えるようになるかということで行くと、これドローンの緊急配送ってなかなか実用的にはまだ先かなと思いますし、観光MaaSもそうなのです。それで言うと、AIによるデマンド交通というところが一番そのままサービスとして実装するということですか、に近いかなというふうに考えています。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第37号 令和4年度横瀬町一般会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。



◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第5、議案第38号 秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第38号 秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更についてであります。秩父広域市町村圏組合が共同処理する事務にし尿の収集及び処理に関することを加えることに伴い、同組合の事務及び同組合規約を変更することについて協議したので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔小泉照雄総務課長登壇〕

○小泉照雄総務課長 議案第38号の細部説明をさせていただきます。

今回の規約変更は、令和4年1月25日に締結した秩父地域し尿処理事業の統合に関する覚書に基づき、令和5年4月1日より秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町及び皆野・長瀬下水道組合のし尿処理事業を統合し、秩父広域市町村圏組合において共同処理を開始したいことから、同組合の共同処理する事務にし尿の収集及び処理に関することを加えるとともに、組合規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、規約の内容変更についてご説明いたします。事前にお配りいたしました資料1、新旧対照表と資料2、組合規約の一部変更の概要を議案と併せて御覧ください。

第3条第1号は、廃棄物をごみと改正するものです。

第3条第2号は、共同処理事務にし尿の収集及び処理に関することを加えるものです。

次に、第3条のただし書きで、共同処理事務のし尿の収集及び処理に関することの事務のうち、し尿の収集については、小鹿野町に係る事務を除くことを規定しております。

第9条の2は、し尿の収集事業の議決に関して、地方自治法の規定に基づき議決方法の特例を加えるものです。この特例は、組合を構成する市町の一部に関わるものの議決については、当該事件に係る市町から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数で決することとするものです。

第19条第2項は、第3号の号ずれに伴い改正をするものです。

附則第1項から第3項は、見出しをつけるとともに、号ずれ、字句の改正をするものです。

附則第4項は、令和5年4月1日から新処理施設供用開始までのし尿の収集及び処理に関する経費の負担割合は、組合市町の協議により定めることとする経費の特例を規定しております。

次に、別表において廃棄物をごみと改正し、し尿の収集処理の負担割合の規定を加えるものです。し尿の負担割合は、収集量割、処理量割によるものと規定するものです。ただし書きで、新処理施設の建設費用及び既存施設の改修、解体費用は、組合議会において定めることと規定しております。

附則につきまして、第1項の施行期日を規定しております。第2項でし尿の収集及び処理に関する共同処理に必要な準備行為は、施行期日前に行うことができることを規定しております。第3項で各市町、組合のし尿収集及び処理事業の事務、財産及び権利義務を令和5年4月1日に承継することを規定しております。

以上、議案第38号の細部説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 この規約の変更については納得して、これの関連なのですけども、これ小鹿野町が入らなくて、この組合が入ったということで私は思ったのですが、例えば下水道事業については、秩父市、長瀬、皆野、横瀬町で実施しております。横瀬町では、下水道事業も水道料金と一緒にお金を処理していただいておりますが、水道が合併した時点で、今度は下水道かなという動きが国のほうでもあったと思います、広域になるような。そのところのお話というのは、現在進んでいるのかどうかということをち

よつと理事としてお聞きしたいのですけれども、お願いします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 お答えいたします。

私の知り得る限り下水道の話が進んでいるということはないと思います。

○若林想一郎議長 再質疑はございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第38号 秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。



◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第6、議案第39号 第6次横瀬町総合振興計画基本構想の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第39号 第6次横瀬町総合振興計画基本構想の変更についてであります。横瀬町都市計画マスタープランの策定に伴い、第6次横瀬町総合振興計画基本構想の一部を変更したいので、横瀬町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、第6次横瀬町総合振興計画基本構想の変更につきまして、細部説明を

申し上げます。

今回の変更は、昨年度、令和3年度に横瀬町都市計画マスタープランが策定されたことに伴い、第6次総合振興計画基本構想の4、土地利用構想図を変更するものでございます。土地利用構想図の変更に当たり、建設課、振興課等の内部での調整後、町の基本構想及び基本計画を審議する行政経営審議会において意見をお聞かせいただき、パブリックコメントを経て変更したものでございます。

別紙の土地利用構想図を御覧ください。右側に第5次、左側に第6次の構想図を掲載をさせていただきます。第5次の構想図では、大字横瀬地内、いわゆる都市計画区域内におきまして、観光・スポーツ・レクリエーション地域、住宅・商業地域などの6つの地域を表記していましたが、第6次の構想図におきましては、都市計画マスタープランの将来都市構想図に基づき、市街地ゾーン、住宅地ゾーンなどの都市計画区域内を6つのゾーンで表記し、その区域を示しております。

また、大字芦ヶ久保地内、いわゆる都市計画区域外の土地に関しましては、第5次の構想図とほぼ同じ区域で、田園集落ゾーンと観光レクリエーションゾーンとして設定をしております。

以上で説明を終わりにします。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

なければ、質疑を終結します。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第39号 第6次横瀬町総合振興計画基本構想の変更については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時27分

○若林想一郎議長 再開いたします。



◎議案第40号の上程、説明、質疑、採決

○若林想一郎議長 日程第7、議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。人権擁護委員、長島茂氏の任期は、令和4年9月30日で満了となりますが、引き続き長島茂氏を法務大臣に推薦することについて同意を得たいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものであります。なお、任期は3年でございます。

長島さんは、横瀬町第9区にお住まいで、昭和26年1月26日生まれの71歳でございます。人権擁護委員として適任と思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

人事案件ですので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり同意されました。



◎議案第41号の上程、説明、質疑、採決

○若林想一郎議長 日程第8、議案第41号 横瀬町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第41号 横瀬町公平委員会委員の選任についてであります。横瀬町公平委員会委員、大沢礼子氏の任期は、令和4年9月13日で満了となりますが、引き続き大沢礼子氏を選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案

を提出するものであります。なお、任期は4年であります。

大沢さんは、横瀬町第11区にお住まいで、昭和30年9月19日生まれの66歳でございます。公平委員会委員として適任と思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

人事案件ですので、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第41号 横瀬町公平委員会委員の選任については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり同意されました。



◎閉会中の継続審査の申出

○若林想一郎議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員会委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいます。

○若林想一郎議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理いたします。



◎閉会の宣告

○若林想一郎議長 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和4年第4回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 若 林 想 一 郎

署 名 議 員 黒 澤 克 久

署 名 議 員 宮 原 み さ 子

署 名 議 員 新 井 鼓 次 郎